

資料 4 - 4 0

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	SA44H-9 r.1.0
提出年月日	令和5年5月10日

泊発電所 3 号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

44条

令和 5 年 5 月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したため資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賅える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作性の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作性の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計連携により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし
—	共用の禁止	—	—	—	—(単号申請であり共用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>44-1 SA設備 基準適合性 一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
9	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	9	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	

44-1-2

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	原子炉トリップスイッチ	
2	C/D以外の室内-その他 (中央制御室)	
3	【原子炉緊急停止】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	
4	【原子炉緊急停止】 DR施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DR施設と同じ系統構成で使用)	
5	【手動による原子炉緊急停止】 DRと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) (独立して信号を発信することができる)	
6	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	
7	対象外	
8	【手動による原子炉緊急停止】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉安全保護盤からの信号によるトリップと多様性)	
9	対象外(レポート系なし)	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

44-1-3



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	制約種クラス	種別区分	関連資料
1	原子炉格納容器 (有効に機能を発揮する)	A	1 補足説明資料144-2 配管図
2	対象外(海水を漏水しない)	-	-
3	対象外(機能が損なわれない)	-	-
4	計測制御設備 (機能・性能の確認(動作確認)が可能)	J	3 補足説明資料144-3 試験・検査説明資料
5	【原子炉緊急停止】 DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B、b	4 補足説明資料144-4 系統図
6	【手動による原子炉緊急停止】 DBと同じ系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A、d	5 補足説明資料144-4 系統図
7	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
8	対象外 (操作不要)	-	-
9	【手動による原子炉緊急停止】 防止設備/対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	-	-
10	対象外(共用しない)	-	-
11	対象外(サポート系なし)	-	-

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備	① 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備	① 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の構成	② 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の構成	② 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の構成	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の構成	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の動作	③ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の動作	③ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の動作	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の動作	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の保守	④ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の保守	④ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の保守	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の保守	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の試験	⑤ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の試験	⑤ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の試験	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の試験	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の点検	⑥ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の点検	⑥ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の点検	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の点検	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の修理	⑦ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の修理	⑦ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の修理	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の修理	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の廃棄	⑧ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の廃棄	⑧ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の廃棄	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の廃棄	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備のその他	⑨ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備のその他	⑨ 緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備のその他	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備のその他	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の構成	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の構成	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の動作	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の動作	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の保守	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の保守	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の試験	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の試験	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の点検	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の点検	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の修理	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の修理	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の廃棄	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備の廃棄	
緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備のその他	緊急停止失敗時の原子炉未臨界化設備のその他	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目 備考 項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
第44条(第4項) (緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)の設備 対応項目(重大事故防止設備)	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	

44-1-1

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	項目		項目	項目	項目	項目
	項目	項目				
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目

44-1-6

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

大飯発電所3 / 4号炉

項目	大飯	大飯3		大飯4		相違理由
		設備	運用	設備	運用	
項目1	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	
項目2	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	
項目3	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	
項目4	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	
項目5	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	
項目6	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	
項目7	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	
項目8	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	
項目9	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備	

↑

44-1-1

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備	運用	相違理由					
主蒸気隔離弁	C/P以外の室内への他 (原子炉棟)	C/P以外の室内への他 (原子炉棟)	① 補足説明資料144-2 配管図					
			(有効に機能を選揮する)	-				
			② 対象外(海水を通過しない)	[補足説明資料144-4 系統図]				
			(機能が一時的に停止しない)	-				
			(周辺機器等からの影響により機能を変化させない)	-				
			操作性	【原子炉出力抑制 (手動)】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	②		
						試験・検査 (機能・性能及び適性の確認が可能) (分断が可能)	B	③ 補足説明資料144-3 試験・検査 説明資料
							B	④
			可及性	【原子炉出力抑制 (自動) (手動)】 配管図と同じ用途で使用又は代替せず使用 (配管図と同じ系統構成で使用)	B, B	[補足説明資料144-4 系統図]		
配管設計	【原子炉出力抑制 (自動) (手動)】 同と同等構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同系統構成)	A, d				[補足説明資料144-4 系統図]		
			配管設計	圧気、温水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-		
その他(設備)	対象外	/				-		
			砂塵堆積	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B	⑥		
解放後の管理	対象外(閉機能のみ)	/				⑦		
			共用の禁止	(共用しない)	-	-		
環境条件、自然現象、外部人為事象、火災	【原子炉出力抑制 (自動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/室内 (原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉安全保護盤と位置的分散)	A, a				⑧ [補足説明資料144-2 配管図]		
			【原子炉出力抑制 (手動)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/室内 (原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性) (原子炉安全保護盤と位置的分散)	-	-			
					対象外(サポート系なし)		/	-

44-1-7

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉		大飯発電所4号炉	
	項目	項目	項目	項目
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備	ATWS抑制設備
電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプ
タービン・発電機給水ポンプ	タービン・発電機給水ポンプ	タービン・発電機給水ポンプ	タービン・発電機給水ポンプ	タービン・発電機給水ポンプ
主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉	主蒸気発生炉
凝縮器	凝縮器	凝縮器	凝縮器	凝縮器
圧力調整弁	圧力調整弁	圧力調整弁	圧力調整弁	圧力調整弁



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備名称	規格	適合性	関連資料	
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	電動補助給水ポンプ	機能設計 ① 制御室・設備 （電力・熱力・放射線 計測・制御） ② 電源 ③ 動作 ④ 性能	① C/F以外の室内（その他 （原子炉隔壁） （有効に機能を発揮する）	B、d ① [補足説明資料]44-2 配置図	
			② 対象外（海水を漏水しない）	✓ [補足説明資料]44-4 系統図	
			③ 電磁障 （機能が阻害されない） ④ 周辺機器等からの電磁障による機能を失わない	- -	
		操作性	【原子炉出力抑制（手動）】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	B	② -
		試験・検査 （機能・性能・系統構 成・外部入力）	ポンプ （機能・性能及び調定の確認が可能） （分岐が可能）	A	③ [補足説明資料]44-3 試験・検査 説明資料
		取り替え性	【原子炉出力抑制（自動）（手動）】 即設備と同じ用途で使用又は代替せず使用 （即設備と同じ系統構成で使用）	B、b	④ [補足説明資料]44-4 系統図
		系統設計	⑤ 系統設計 【原子炉出力抑制（自動、手動）】 即と同じ系統構成 （設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成）	A、d	⑤ [補足説明資料]44-4 系統図
			配置設計	格納、海水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
			その他（放射線等）	対象外	✓
		砂塵降着	⑥ 中央制御室操作 （操作は中央制御室で可能）	B	⑥ -
		解除の管理	⑦ 【原子炉出力抑制（自動）（手動）】 即設備の容量等が十分 （即設備と同等で設計）	A	⑦ -
		共用の禁止	⑧（共用しない）	-	-
		環境特性、自然現象、外部人為的影響、火災	⑧ 【原子炉出力抑制（自動）】 防止設備／共通要因の考慮対象設備あり／室内 （原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性） （原子炉安全保護盤と位置的分岐）	A、a	⑧ [補足説明資料]44-2 配置図
⑨ 【原子炉出力抑制（手動）】 防止設備／共通要因の考慮対象設備あり／室内 （原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性） （原子炉安全保護盤と位置的分岐）	A、a		⑧ [補足説明資料]44-2 配置図		
サポート設備	⑨ 対象外（サポートなし）	✓	-		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
1	1	1	1	
2	2	2	2	
3	3	3	3	
4	4	4	4	
5	5	5	5	
6	6	6	6	
7	7	7	7	
8	8	8	8	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
9	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	9	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
9	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉	
項目	大飯発電所3 / 4号炉	項目	泊発電所3号炉
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
主蒸気発生弁	主蒸気発生弁	主蒸気発生弁	主蒸気発生弁
...

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	相違理由
主蒸気発生弁	主蒸気発生弁	相違理由
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

		大飯発電所3/4号炉										
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	
項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目	項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目



		泊発電所3号炉		相違理由	
		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)			
項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目	項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目 項目	項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目
		項目	項目	項目	項目

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

項目	大飯発電所 3 号炉		大飯発電所 4 号炉	
	設備	運用	設備	運用
①	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
②	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
③	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
④	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
⑤	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
⑥	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
⑦	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
⑧	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備		緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	



44-1-3

泊発電所 3 号炉

泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表(常設)

項目		内容	適合性	相違理由	
144条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	加圧器安全弁				
	機能設計	① 機能設計	原子炉格納箱密閉 (有効に機能を選揮する)	A	① 補足説明資料144-2 配管図
		②	海水 (対象外(海水を漏水しない))	/	[補足説明資料]44-4 系統図
		③	電磁壁 (機能が損なわれない) (周辺機器等からの影響による機能が変りおそわらない)	-	-
		④	操作性 (操作不要)	/	-
	試験・検査	⑤	試験・検査 (機能・性能及び適合性の確認が可能) (分界が可能)	B	③ 補足説明資料]44-3 試験・検査説明資料
		⑥	可視性	B・B	[補足説明資料]44-4 系統図
	配管設計	⑦	配管設計 配管、漏水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	A・d	⑤ 補足説明資料]44-4 系統図
		⑧	砂塵降着	/	-
⑨		解除時の警報	A	-	
共用の禁止	⑩	共用の禁止 (共用しない)	-	-	
	⑪	機件特性、自然現象、外部人為事象、雷文、火災	A・A	⑧ 補足説明資料]44-2 配管図	
サポート系統図	⑫	サポート系統図 対象外(サポート系なし)	/	-	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 44 条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉

Comparison table for Aomori Power Plant Units 3 and 4. Columns include item ID, category, and detailed description of safety features like emergency stop failure prevention, fire detection, and shutdown mechanisms. A green arrow points to '炉内感温線' (In-core temperature line).

44-1-1

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

Summary table of SA equipment compliance for Unit 3 of Aomori Power Plant. Columns include equipment type (e.g., steam generator, shutdown system), compliance level (A, B, C), and reference documents. A red '9' in the bottom right cell indicates a discrepancy in the 'サポ-ト回路' (Support circuit) category.

相違理由

第 44 条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	
項目	大飯発電所 3号炉
①	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
②	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
③	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
④	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑤	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑥	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑦	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑧	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑨	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
項目	大飯発電所 4号炉
①	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
②	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
③	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
④	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑤	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑥	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑦	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑧	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑨	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

44-1-4

泊発電所 3号炉				
泊発電所 3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)				
項目	項目	項目	項目	項目
1	主蒸気管	種類 区分	関連資料	
2	配管 （有効に機能を発揮する）	A B、d	① 補足説明資料144-2 配管図	
3	操作性 （操作不要）	/	[補足説明資料]144-4 系統図	
4	試験・検査 （機能・性能及び備えの確認が可能）	F	③ 補足説明資料]144-3 試験・検査 説明資料	
5	可制御性 【原子炉出力抑制（自動、手動）】 DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 （DB施設と同じ系統構成で使用）	B、b	④ [補足説明資料]144-4 系統図	
6	可燃物 【原子炉出力抑制（自動、手動）】 DBと同じ系統構成 （設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成）	A、d	⑤ [補足説明資料]144-4 系統図	
7	炉心の閉鎖 対象外（流路）	/	⑥ -	
8	共用の禁止 （共用しない）	-	⑦ -	
9	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災 【原子炉出力抑制（自動）】 防止設備／共通要因の考慮対象設備あり／屋内 （原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性） （原子炉安全保護盤と位置的分散） 【原子炉出力抑制（手動）】 防止設備／共通要因の考慮対象設備あり／屋内 （原子炉安全保護盤、原子炉トリップ遮断器と多様性） （原子炉安全保護盤と位置的分散）	A、a	⑧ [補足説明資料]144-2 配管図	
	サポータ回路 対象外（サポータ系なし）	/	⑨ -	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

44-1-1



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	第1号炉		第2号炉		第3号炉		第4号炉	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
①	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止
②	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止
③	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止
④	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止
⑤	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止
⑥	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止
⑦	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止
⑧	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止失敗時の緊急停止



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	内容	相違理由	関連資料
1	【ほう館水注入】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	B,d	① [補足説明資料]44-2 配置図
2	【ほう館水注入】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	✓	[補足説明資料]44-4 系統図
3	【ほう館水注入】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	B	②
4	【ほう館水注入】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	A	③ [補足説明資料]44-3 試験・検査 説明資料
5	【ほう館水注入】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	B,b	④ [補足説明資料]44-4 系統図
6	【ほう館水注入】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	A,d	⑤ [補足説明資料]44-4 系統図
7	【ほう館水注入】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	✓	-
8	【ほう館水注入】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	B	⑥
9	【ほう館水注入】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	A	⑦
10	【ほう館水注入】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	-	-
11	【ほう館水注入】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	✓	-
12	【ほう館水注入】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	A,a	⑧ [補足説明資料]44-2 配置図
13	【ほう館水注入】 中央制御室操作 （中央制御室の制御盤での操作が可能）	✓	-

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目 備考 備考2 備考3	項目 備考 備考2 備考3	項目 備考 備考2 備考3	項目 備考 備考2 備考3	項目 備考 備考2 備考3	項目 備考 備考2 備考3	項目 備考 備考2 備考3		項目 備考 備考2 備考3	項目 備考 備考2 備考3
						項目 備考 備考2 備考3	項目 備考 備考2 備考3		
①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
②	②	②	②	②	②	②	②	②	②
③	③	③	③	③	③	③	③	③	③
④	④	④	④	④	④	④	④	④	④
⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧

44-1-4

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
②	②	②	②	②	②	②	②	②	②
③	③	③	③	③	③	③	③	③	③
④	④	④	④	④	④	④	④	④	④
⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧
⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	備考
①	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
②	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
③	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
④	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑤	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑥	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑦	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
⑧	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
①	原子炉格納容器 (有効に機能を選択する)	[補足説明資料]44-2 配管図
②	対象外(海水を遮水しない) (機密が漏れわれない)	[補足説明資料]44-4 系統図
③	対象外 (操作不要)	-
④	【はる】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	[補足説明資料]44-3 試験・検査説明資料
⑤	【はる】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	[補足説明資料]44-4 系統図
⑥	対象外 (操作不要)	-
⑦	対象外(流路)	-
⑧	防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	-
⑨	対象外(サポータ筋なし)	-

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

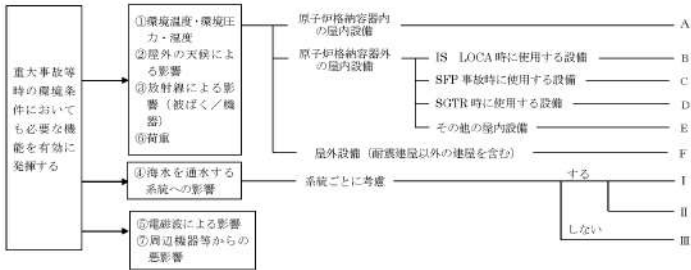
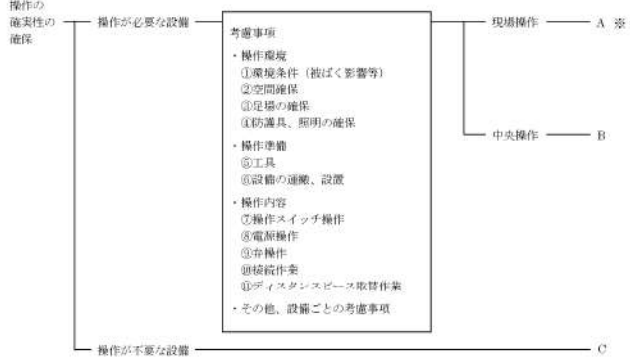
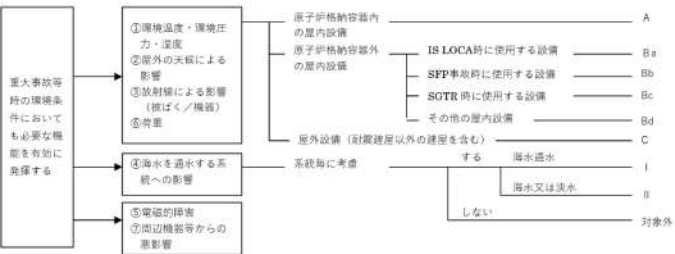

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																														
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)																																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">ほう酸注入タンク</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">類型化区分</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">関連資料</td> </tr> </table>			第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	ほう酸注入タンク	類型化区分	関連資料																																																																																										
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	ほう酸注入タンク	類型化区分	関連資料																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">機能・性能・信頼性・劣化の予測</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 70%;">C/D以外の室内-その他 (原子炉隔壁壁)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">B d</td> <td style="width: 10%;">① [補足説明資料]44-2 配置図</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第2号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">設置</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">②</td> <td style="width: 70%;">(有効に機能を発揮する)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第3号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">海水</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">②</td> <td style="width: 70%;">対象外(海水を漏れしない)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 10%;">[補足説明資料]44-4 系統図</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第4号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">電線路</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 70%;">(機密が漏れない)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第5号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">放射線からの影響</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 70%;">(周辺構造物からの放射線による機能を失うおそれがない)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第6号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">操作性</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">③</td> <td style="width: 70%;">対象外 (操作不要)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第7号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">試験・検証 (機能・性能・信頼性・劣化予測)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">③</td> <td style="width: 70%;">容器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (ほう酸濃度及び流量水量の確認が可能)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">C</td> <td style="width: 10%;">③ [補足説明資料]44-3 試験・検査説明資料</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第8号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">切り替え性</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">④</td> <td style="width: 70%;">【ほう酸水注入】 DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">B b</td> <td style="width: 10%;">④ [補足説明資料]44-4 系統図</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第9号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">系統設計</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⑤</td> <td style="width: 70%;">【ほう酸水注入】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">A d</td> <td style="width: 10%;">⑤ [補足説明資料]44-4 系統図</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第10号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">配置設計</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 70%;">地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第11号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他(未記載)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 70%;">対象外</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第12号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">設置場所</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⑥</td> <td style="width: 70%;">対象外 (操作不要)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 10%;">⑥ -</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第13号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">容器の容量</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⑦</td> <td style="width: 70%;">【ほう酸水注入】 DB設置の容量等が十分 (DB施設と同仕様で設計)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">A</td> <td style="width: 10%;">⑦ -</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第14号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">共用の禁止</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 70%;">(共用しない)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第15号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">環境条件、自然現象、外部災害、洪水、火災</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⑧</td> <td style="width: 70%;">【ほう酸水注入】 防止設備/共通区域の考慮対策設備あり/国内 (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護盤及び制御棒クラスター多様性) (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護盤及び制御棒クラスターと位置的分散)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">A a</td> <td style="width: 10%;">⑧ [補足説明資料]44-2 配置図</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第16号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">サポート系設備</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⑨</td> <td style="width: 70%;">対象外(サポート系なし)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> </table>	第1号	機能・性能・信頼性・劣化の予測	①	C/D以外の室内-その他 (原子炉隔壁壁)	B d	① [補足説明資料]44-2 配置図	第2号	設置	②	(有効に機能を発揮する)	-	-	第3号	海水	②	対象外(海水を漏れしない)	/	[補足説明資料]44-4 系統図	第4号	電線路	-	(機密が漏れない)	-	-	第5号	放射線からの影響	-	(周辺構造物からの放射線による機能を失うおそれがない)	-	-	第6号	操作性	③	対象外 (操作不要)	/	-	第7号	試験・検証 (機能・性能・信頼性・劣化予測)	③	容器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (ほう酸濃度及び流量水量の確認が可能)	C	③ [補足説明資料]44-3 試験・検査説明資料	第8号	切り替え性	④	【ほう酸水注入】 DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	④ [補足説明資料]44-4 系統図	第9号	系統設計	⑤	【ほう酸水注入】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	⑤ [補足説明資料]44-4 系統図	第10号	配置設計	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	第11号	その他(未記載)	-	対象外	/	-	第12号	設置場所	⑥	対象外 (操作不要)	/	⑥ -	第13号	容器の容量	⑦	【ほう酸水注入】 DB設置の容量等が十分 (DB施設と同仕様で設計)	A	⑦ -	第14号	共用の禁止	-	(共用しない)	-	-	第15号	環境条件、自然現象、外部災害、洪水、火災	⑧	【ほう酸水注入】 防止設備/共通区域の考慮対策設備あり/国内 (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護盤及び制御棒クラスター多様性) (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護盤及び制御棒クラスターと位置的分散)	A a	⑧ [補足説明資料]44-2 配置図	第16号	サポート系設備	⑨	対象外(サポート系なし)	/	-
	第1号	機能・性能・信頼性・劣化の予測	①	C/D以外の室内-その他 (原子炉隔壁壁)	B d	① [補足説明資料]44-2 配置図																																																																																										
	第2号	設置	②	(有効に機能を発揮する)	-	-																																																																																										
	第3号	海水	②	対象外(海水を漏れしない)	/	[補足説明資料]44-4 系統図																																																																																										
	第4号	電線路	-	(機密が漏れない)	-	-																																																																																										
	第5号	放射線からの影響	-	(周辺構造物からの放射線による機能を失うおそれがない)	-	-																																																																																										
	第6号	操作性	③	対象外 (操作不要)	/	-																																																																																										
	第7号	試験・検証 (機能・性能・信頼性・劣化予測)	③	容器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (ほう酸濃度及び流量水量の確認が可能)	C	③ [補足説明資料]44-3 試験・検査説明資料																																																																																										
	第8号	切り替え性	④	【ほう酸水注入】 DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	④ [補足説明資料]44-4 系統図																																																																																										
第9号	系統設計	⑤	【ほう酸水注入】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	⑤ [補足説明資料]44-4 系統図																																																																																											
第10号	配置設計	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-																																																																																											
第11号	その他(未記載)	-	対象外	/	-																																																																																											
第12号	設置場所	⑥	対象外 (操作不要)	/	⑥ -																																																																																											
第13号	容器の容量	⑦	【ほう酸水注入】 DB設置の容量等が十分 (DB施設と同仕様で設計)	A	⑦ -																																																																																											
第14号	共用の禁止	-	(共用しない)	-	-																																																																																											
第15号	環境条件、自然現象、外部災害、洪水、火災	⑧	【ほう酸水注入】 防止設備/共通区域の考慮対策設備あり/国内 (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護盤及び制御棒クラスター多様性) (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護盤及び制御棒クラスターと位置的分散)	A a	⑧ [補足説明資料]44-2 配置図																																																																																											
第16号	サポート系設備	⑨	対象外(サポート系なし)	/	-																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>④海水を透過する系統については、Ⅰ：通常時に海水を透過する系統、Ⅱ：淡水又は海水から選択できる系統、Ⅲ：海水を透過しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A①、A②、A③等)</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・特性検査</p> <p>考慮事項 ○ 検査性のある構造 ・ 分解ができる構造 ・ 点検口等の設置 ・ 非破壊検査ができる構造 ○ 系統構成、外部入力 ・ アストラインの構成 ・ 模擬負荷等の接続性</p> <p>設備区分による分類化 機械設備 電気設備 配管設備 配電設備 計測制御設備 検査計 その他</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 第2(1)項参照</p> <p>考慮事項 ○ 検査性のある構造 ・ 分解ができる構造 ・ 点検口等の設置 ・ 非破壊検査ができる構造 ○ 系統構成、外部入力 ・ エストラインの構成 ・ 模擬負荷等の接続性</p> <p>設備区分による分類化 機械設備 電気設備 計測制御設備 検査計</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】 ・ 弁操作等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 A</p> <p>変更せずに使用できる系統又は設備 B</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>本来の用途以外の用途として使用するため切替が必要</p> <p>本来の用途以外の用途として使用するための切替は不要</p> <p>DB施設としての機能を有さない</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用</p> <p>切替必要 Ba1</p> <p>切替不要 Ba2</p> <p>Bb</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏水（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>※ Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p> <p>選定対象 A ※</p> <p>高速度回転機 I</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏水（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>選定対象 Aa</p> <p>Ab</p> <p>Ac</p> <p>Ad</p> <p>Ae</p> <p>B</p> <p>B以外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

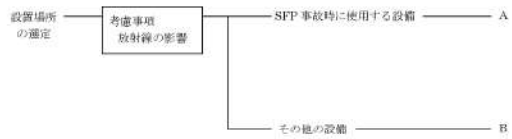
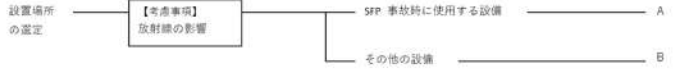

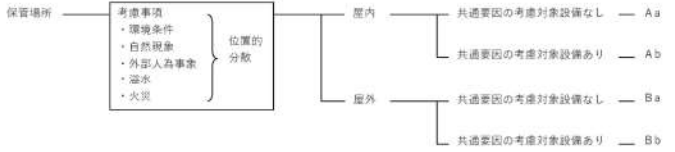
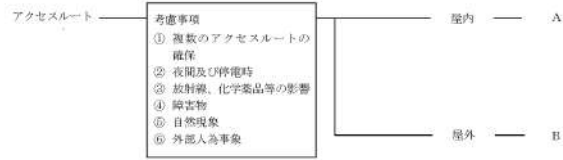

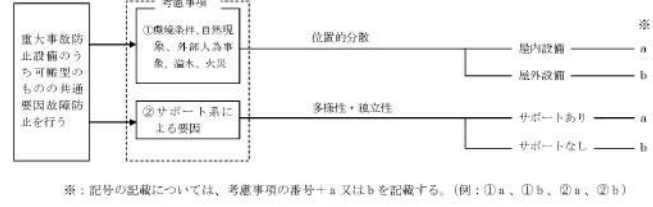
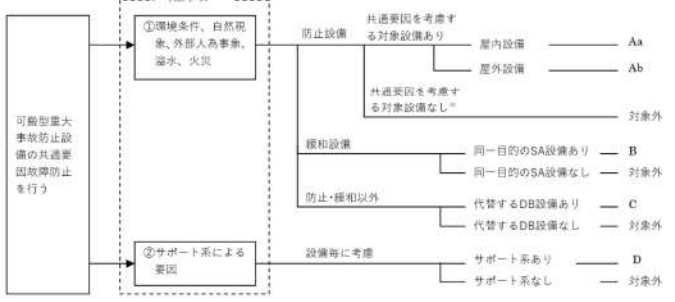
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか <p>予備数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 ④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか <p>予備数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 ④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか 	<p>相違理由</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> コネクタ接続 — A より簡便な接続規格等による接続 — C <p>配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ボルト締フランジ接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C その他の措置 — D 接続なし — E 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> 母線供給 — A 通信・計装各設備電源 — D <p>水・空気配管</p> <ul style="list-style-type: none"> 大口径等 — B 小口径等 — C <p>油配管、計装付属配管</p> <ul style="list-style-type: none"> 専用の接続方法による接続 — D 	<p>相違理由</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 ・放射線による影響因子 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 水・電力 — 屋内（壁面含む） — A 屋内及び屋外 — B その他（空気） — C 接続箇所なし — D 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 ・接続条件 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 水・電力 — 屋内（壁面含む） — A その他（空気） — 対象外 	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-2 配置図 3号炉</p>	<p>44-2 配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1358" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 367px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="398 1369 860 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>		

44-2-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1008 1364" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="407 1364 873 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="958 1380 1019 1404" style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 44-2-3 </div>	<div data-bbox="1153 247 1859 1364" style="text-align: center;"> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1010 1358" style="border: 2px solid black; height: 726px; width: 366px;"></div> <div data-bbox="405 1366 869 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div> <div data-bbox="958 1382 1016 1404" style="text-align: right; margin-top: 5px;">44-2-4</div>	<div data-bbox="1115 260 1854 1345" style="text-align: center;"> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 197 1010 1358" style="border: 2px solid black; height: 727px; width: 367px;"></div> <div data-bbox="427 1366 884 1390" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="958 1382 1016 1401" style="text-align: right;"> 44-2-5 </div>	<div data-bbox="1153 244 1863 1374" style="border: 2px solid black; height: 708px; width: 317px;"></div> <div data-bbox="1872 236 1899 644" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> <div data-bbox="1872 651 1899 711" style="border: 1px solid black; width: 12px; height: 38px; margin: 0 auto;"></div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1008 1359" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="421 1369 878 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="958 1382 1016 1404" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 44-2-6 </div>	<div data-bbox="1176 316 1870 1232" style="text-align: center;"> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 204 1005 1361" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 366px;"></div> <div data-bbox="416 1366 875 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1205 213 1859 1246" style="text-align: center;"> <p>原子炉建屋</p> <p>原子炉補助建屋</p> <p>電気建屋</p> </div>	

44-2-7

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 367px;"></div> <div data-bbox="405 1366 869 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="958 1382 1016 1404" style="text-align: right; margin-top: 10px;">44-2-8</div>	<div data-bbox="1205 264 1890 1246" style="text-align: center;"> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 367px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="412 1369 875 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>		

44-2-9

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 197 1005 1358" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="423 1366 893 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>		

44-2-10

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>44-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-11</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="215 228 992 1310" style="border: 2px solid black; height: 678px; width: 347px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="371 1321 837 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1149 280 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 322px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1329 1702 1355" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-115</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-12</p> <p style="text-align: right;">試-原-17</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 236 1003 1315" style="border: 2px solid black; height: 676px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="385 1327 846 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 646px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="1258 1327 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：O3-16-116</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：HT3-13</p> <p style="text-align: right;">試-原-19</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 213 987 1316" style="border: 2px solid black; height: 691px; width: 335px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1332 824 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1151 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1324 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

別紙1-15(20)

別紙1-8 設備項目

設備項目	設備名	設備仕様	設備仕様	備考
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

別紙1-8

別紙22

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器安全弁機能検査 要領書番号：O3-16-111</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器安全弁機能検査 要領書番号：HT3-8</p> <p style="text-align: right;">試-原-23</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 236 996 1318" style="border: 2px solid black; height: 678px; width: 341px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="389 1321 853 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1151 284 1868 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1321 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器安全弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-112</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器安全弁漏えい検査 要領書番号：HT3-9</p> <p style="text-align: right;">試-原-25</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 236 987 1299" style="border: 2px solid black; height: 666px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="378 1305 844 1334" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 284 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器安全弁分解検査 要領書番号：O3-16-113</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器安全弁分解検査 要領書番号：HT3-10</p> <p style="text-align: right;">試-原-27</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="228 245 987 1305" style="border: 2px solid black; height: 664px; width: 339px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="378 1315 844 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1870 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉				泊発電所 3 号炉				相違理由
機器又は系統名	実施版(機器名)	危険及び危険の項目	保全の重要程度又は高度	検査名	検査方式又は高度	備考 (0) 中に記載する機器は新技術。		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽(冷却炉外冷却装置)】 【燃料取扱用水設備】 A: 燃料取替用ポンプ・電動機 その他の設備	1. 閉鎖・性能試験	高	1次系ポンプ機能検査	B*	B*、ポンプ群には電動機のみを点検に含めて実施 (検査診断: 6(M))		
		2. 閉鎖点検	高					
		3. 2分降点検 (電動機)	高					
		4. 降点検 (深清湯入射 (ポンプ))	高					
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	1. 閉鎖・性能試験	高	1次系ポンプ機能検査	B*	B*、ポンプ群には電動機のみを点検に含めて実施 (検査診断: 6(M))		
		2. 閉鎖点検	高					
		3. 2分降点検 (電動機)	高					
		4. 降点検 (深清湯入射 (ポンプ))	高					
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	1. 閉鎖・性能試験	高・低		B		一部先行実施	
		2. 閉鎖点検	高・低					
		3. 降点検 (グラントハッキン取替)	高					
		4. 降点検	高					
原子炉冷却系統施設 【一次系冷却水の循環設備】	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	1. 非破壊検査	高	28M 蒸気発生部圧力管材料検査	28M			
		1. 閉鎖点検	高	1次系熱交換器検査	13M			
		2. 閉鎖点検	高		13M			
		2. 降点検 (スラッジランシング)	高		13M			
蒸気発生器	蒸気発生器	1. 降点検 (ガスケット取替他)	高	蒸気発生器圧力管材料検査	26M			
		1. 非破壊検査	高	1次系熱交換器検査	13M			
		1. 閉鎖点検	高		13M			
		2. 降点検 (スラッジランシング)	高		13M			
マンホール	マンホール	1. 降点検 (ガスケット取替他)	高		13M			
		1. 閉鎖点検	高		13M			
		2. 降点検	高		13M			
		2. 降点検 (スラッジランシング)	高		13M			

表紙-1.31.70

機器又は系統名	実施版(機器名)	危険及び危険の項目	保全の重要程度又は高度	検査名	検査方式又は高度	備考 (0) 中に記載する機器は新技術。	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽(冷却炉外冷却装置)】 【燃料取扱用水設備】 A: 燃料取替用ポンプ・電動機 その他の設備	1. 閉鎖・性能試験	高	1次系ポンプ機能検査	B*	B*、ポンプ群には電動機のみを点検に含めて実施 (検査診断: 6(M))	
		2. 閉鎖点検	高				
		3. 2分降点検 (電動機)	高				
		4. 降点検 (深清湯入射 (ポンプ))	高				
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	1. 閉鎖・性能試験	高	1次系ポンプ機能検査	B*	B*、ポンプ群には電動機のみを点検に含めて実施 (検査診断: 6(M))	
		2. 閉鎖点検	高				
		3. 2分降点検 (電動機)	高				
		4. 降点検 (深清湯入射 (ポンプ))	高				
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	1. 閉鎖・性能試験	高・低		B		一部先行実施
		2. 閉鎖点検	高・低				
		3. 降点検 (グラントハッキン取替)	高				
		4. 降点検	高				
原子炉冷却系統施設 【一次系冷却水の循環設備】	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱用水設備】 その他の設備	1. 非破壊検査	高	28M 蒸気発生部圧力管材料検査	28M		
		1. 閉鎖点検	高	1次系熱交換器検査	13M		
		2. 閉鎖点検	高		13M		
		2. 降点検 (スラッジランシング)	高		13M		
蒸気発生器	蒸気発生器	1. 降点検 (ガスケット取替他)	高	蒸気発生器圧力管材料検査	26M		
		1. 非破壊検査	高	1次系熱交換器検査	13M		
		1. 閉鎖点検	高		13M		
		2. 降点検 (スラッジランシング)	高		13M		
マンホール	マンホール	1. 降点検 (ガスケット取替他)	高		13M		
		1. 閉鎖点検	高		13M		
		2. 降点検	高		13M		
		2. 降点検 (スラッジランシング)	高		13M		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉				泊発電所3号炉				相違理由
機器又は系統名	実装機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (○)中に記載する 試験設備仕様)		
C.蒸気発生器	圧熱管 3.382本 12次側 22次側 マンホール 圧熱管 3.382本 12次側 22次側 マンホール 3層 RC-065 3W-RC-064 3W-RC-067 3PCV-452A 3PCV-452B	1.非破壊試験	高	20M	蒸気発生器圧力管体検査			
		1.開点試験	高	13M	12次系部交換器検査			
		1.開点試験	高	13M				
		2.閉鎖点検 (ガスケット・リング)	高	13M				
		2.閉鎖点検 (ガスケット・リング)	高	13M				
		1.非破壊試験	高	20M	蒸気発生器圧力管体検査			
		1.開点試験	高	13M	12次系部交換器検査			
		1.開点試験	高	13M				
		2.閉鎖点検 (スラッジ・リング)	高	13M				
		1.閉鎖点検 (ガスケット・リング)	高	13M				
		1.開点試験	高	13M				
		1.開鎖・性能試験	高	1F	加圧器安全弁機能検査			
		2.漏えい試験	高	B	加圧器安全弁漏えい検査			
		3.分解点検	高	13M	加圧器安全弁分解検査			
		1.開鎖・性能試験 (駆動側含む)	高	1F	加圧器過がい弁機能検査			
2.漏えい試験	高	1F	加圧器過がい弁漏えい検査					
3.分解点検	高	20M	加圧器過がい弁分解検査					
1.分解点検	高	20M						
2.閉鎖点検 (特性点検)	高	13M						
1.開鎖・性能試験 (駆動側含む)	高	1F	加圧器過がい弁機能検査					
2.漏えい試験	高	1F	加圧器過がい弁漏えい検査					
3.分解点検	高	20M	加圧器過がい弁分解検査					
1.分解点検	高	20M						
2.閉鎖点検 (特性点検)	高	13M						
1.開鎖・性能試験 (駆動側含む)	高	1F	加圧器過がい弁機能検査					
2.漏えい試験	高	1F	加圧器過がい弁漏えい検査					
3.分解点検	高	20M	加圧器過がい弁分解検査					
1.分解点検	高	20M						
2.閉鎖点検 (特性点検)	高	13M						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：O3-16-110</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：HT3-6</p> <p style="text-align: right;">試-原-30</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="472 1369 931 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1285 1326 1733 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：O3-16-326</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1318" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1321 1709 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保安方式又は程度	機器名
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系統設備(一次冷却回路)の備(式)その他機器	1.分解品点検	保安の重要度 高	
	主蒸気安全弁	2.分解品点検	保安の重要度 高	
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	20個	1.機能・性能試験	保安の重要度 高	主蒸気安全弁機能検査
	5D系 3V-MS-528B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-529D 3V-MS-528D 3V-MS-529D 3V-MS-530D	1.漏れ試験	保安の重要度 高	主蒸気安全弁漏れ検査
	A, C系 3V-MS-528A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	2.分解品点検	保安の重要度 高	
	4個	1.漏れ・性能試験 (運転時含む)	保安の重要度 高	主蒸気安全弁漏れ検査
	3PCV-3610 3PCV-3615 3PCV-3620 3PCV-3640	1.漏れ試験	保安の重要度 高	主蒸気漏れ弁機能検査
	2.分解品点検	保安の重要度 高		
	1.分解品点検	保安の重要度 高		
	2.漏れ点検 (特性点検)	保安の重要度 高		
	1.機能・性能試験 (運転時含む)	保安の重要度 高		
	1.分解品点検	保安の重要度 高		
2.漏れ点検 (特性点検)	保安の重要度 高			
主蒸気漏れ弁	4個	1.機能・性能試験 (運転時含む)	保安の重要度 高	主蒸気漏れ弁機能検査
主蒸気漏れ弁	3V-MS-533A	1.分解品点検	保安の重要度 高	2次系弁検査
	3V-MS-533B	1.分解品点検	保安の重要度 高	2次系弁検査
	3V-MS-533C	1.分解品点検	保安の重要度 高	2次系弁検査
	3V-MS-533D	1.分解品点検	保安の重要度 高	2次系弁検査
主蒸気漏れ弁駆動部		2.漏れ点検 (特性点検)	保安の重要度 高	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保安方式又は程度	機器名
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系統設備(一次冷却回路)の備(式)その他機器	1.分解品点検	保安の重要度 高	
	主蒸気安全弁	2.分解品点検	保安の重要度 高	
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	20個	1.機能・性能試験	保安の重要度 高	主蒸気安全弁機能検査
	5D系 3V-MS-528B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-529D 3V-MS-528D 3V-MS-529D 3V-MS-530D	1.漏れ試験	保安の重要度 高	主蒸気安全弁漏れ検査
	A, C系 3V-MS-528A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	2.分解品点検	保安の重要度 高	
	4個	1.漏れ・性能試験 (運転時含む)	保安の重要度 高	主蒸気安全弁漏れ検査
	3PCV-3610 3PCV-3615 3PCV-3620 3PCV-3640	1.漏れ試験	保安の重要度 高	主蒸気漏れ弁機能検査
	2.分解品点検	保安の重要度 高		
	1.分解品点検	保安の重要度 高		
	2.漏れ点検 (特性点検)	保安の重要度 高		
	1.機能・性能試験 (運転時含む)	保安の重要度 高		
	1.分解品点検	保安の重要度 高		
2.漏れ点検 (特性点検)	保安の重要度 高			
主蒸気漏れ弁	4個	1.機能・性能試験 (運転時含む)	保安の重要度 高	主蒸気漏れ弁機能検査
主蒸気漏れ弁	3V-MS-533A	1.分解品点検	保安の重要度 高	2次系弁検査
	3V-MS-533B	1.分解品点検	保安の重要度 高	2次系弁検査
	3V-MS-533C	1.分解品点検	保安の重要度 高	2次系弁検査
	3V-MS-533D	1.分解品点検	保安の重要度 高	2次系弁検査
主蒸気漏れ弁駆動部		2.漏れ点検 (特性点検)	保安の重要度 高	

別紙1-10(3)

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保安方式又は程度	機器名
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系統設備(一次冷却回路)の備(式)その他機器	1.分解品点検	保安の重要度 高	
	主蒸気安全弁	2.分解品点検	保安の重要度 高	
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	20個	1.機能・性能試験	保安の重要度 高	主蒸気安全弁機能検査
	5D系 3V-MS-528B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-529D 3V-MS-528D 3V-MS-529D 3V-MS-530D	1.漏れ試験	保安の重要度 高	主蒸気安全弁漏れ検査
	A, C系 3V-MS-528A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	2.分解品点検	保安の重要度 高	
	4個	1.漏れ・性能試験 (運転時含む)	保安の重要度 高	主蒸気安全弁漏れ検査
	3PCV-3610 3PCV-3615 3PCV-3620 3PCV-3640	1.漏れ試験	保安の重要度 高	主蒸気漏れ弁機能検査
	2.分解品点検	保安の重要度 高		
	1.分解品点検	保安の重要度 高		
	2.漏れ点検 (特性点検)	保安の重要度 高		
	1.機能・性能試験 (運転時含む)	保安の重要度 高		
	1.分解品点検	保安の重要度 高		
2.漏れ点検 (特性点検)	保安の重要度 高			
主蒸気漏れ弁	4個	1.機能・性能試験 (運転時含む)	保安の重要度 高	主蒸気漏れ弁機能検査
主蒸気漏れ弁	3V-MS-533A	1.分解品点検	保安の重要度 高	2次系弁検査
	3V-MS-533B	1.分解品点検	保安の重要度 高	2次系弁検査
	3V-MS-533C	1.分解品点検	保安の重要度 高	2次系弁検査
	3V-MS-533D	1.分解品点検	保安の重要度 高	2次系弁検査
主蒸気漏れ弁駆動部		2.漏れ点検 (特性点検)	保安の重要度 高	

別紙1-10

試原-38

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気隔離弁機能検査 要領書番号：O3-16-122</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気隔離弁機能検査 要領書番号：HT3-29</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料-6</p> <div style="border: 2px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 500px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 500px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 2</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 蒸気タービンの附属設備 検査名：2次系弁検査（3/3）[機械編] 要領書番号：O3-16-351</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 原子炉格納施設</p> <p>検査名：1次系弁検査 要領書番号：HT3-84</p> <p style="text-align: right;">試-原-41</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="226 233 996 1326" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="378 1334 844 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="239 290 949 1291" style="border: 2px solid black; height: 627px; width: 317px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="356 1294 819 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 282 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 323px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
機器又は系統名	型式	点検及び試験の項目	保全の方式又は頻度	検査名
原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主凝水設備]	原子炉冷却系統施設[一次冷却材の蓄積設備] その他機器	1. 分解点検 2. 分解点検	高 高	
	主蒸気安全弁	1. 機能・性能試験 1. 漏れ試験	高 高	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏れ検査
原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主凝水設備]	3V-MS-526B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-526D 3V-MS-527D 3V-MS-528D 3V-MS-530D	1. 漏れ試験	高	主蒸気安全弁漏れ検査
	A, C系 3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	1. 漏れ試験	高	主蒸気安全弁漏れ検査
	4機	1. 機能・性能試験 (機器部含む) 1. 漏れ試験	高 高	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏れ検査
	3PCV-3610 3PCV-3620 3PCV-3630 3PCV-3640	2. 分解点検	高	
	4機	1. 分解点検 2. 高圧点検 (特性点検) (機器部含む)	高 高 高	
	3V-MS-533A	1. 分解点検	高	2. 次系弁検査
	3V-MS-533B	1. 分解点検	高	2. 次系弁検査
	3V-MS-533C	1. 分解点検	高	2. 次系弁検査
	3V-MS-533D	1. 分解点検	高	2. 次系弁検査
	主蒸気隔離弁機能部		2. 高圧点検 (特性点検)	高

別紙-1 (3/3)

機器又は系統名	型式	点検及び試験の項目	保全の方式又は頻度	検査名	
原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主凝水設備]	原子炉冷却系統施設[一次冷却材の蓄積設備] その他機器	1. 分解点検 2. 分解点検	高 高		
	主蒸気安全弁	1. 機能・性能試験 1. 漏れ試験	高 高	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏れ検査	
	原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主凝水設備]	3V-MS-526B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-526D 3V-MS-527D 3V-MS-528D 3V-MS-530D	1. 漏れ試験	高	主蒸気安全弁漏れ検査
		A, C系 3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	1. 漏れ試験	高	主蒸気安全弁漏れ検査
		4機	1. 機能・性能試験 (機器部含む) 1. 漏れ試験	高 高	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏れ検査
		3PCV-3610 3PCV-3620 3PCV-3630 3PCV-3640	2. 分解点検	高	
		4機	1. 分解点検 2. 高圧点検 (特性点検) (機器部含む)	高 高 高	
		3V-MS-533A	1. 分解点検	高	2. 次系弁検査
		3V-MS-533B	1. 分解点検	高	2. 次系弁検査
		3V-MS-533C	1. 分解点検	高	2. 次系弁検査
3V-MS-533D		1. 分解点検	高	2. 次系弁検査	
主蒸気隔離弁機能部			2. 高圧点検 (特性点検)	高	

別紙1-6

試原-43

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-120</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-27</p> <p style="text-align: right;">試原-44</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-28</p> <p style="text-align: right;">試-原-46</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1014 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 375px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉				泊発電所3号炉				相違理由
機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保安方式又は検査要度	保安の要度	検査名	備考 (O)中(検査方法等)		
原子炉冷却系循環設備 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系循環設備(一次冷却回路の管(式)取扱い)その他機器	20回	1.分解品検査 2.分解品検査	高				
	主蒸気安全弁	5回 3V-MS-528B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-529D 3V-MS-528D 3V-MS-529D 3V-MS-530D	1.開閉・目視試験 1.開閉試験	高 高	主蒸気安全弁種別検査 主蒸気安全弁開閉検査			
主蒸気安全弁	A, C系	1.開閉・目視試験	高	高	主蒸気安全弁開閉検査			
	3V-MS-528A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	4回	1.開閉・目視試験 (確認目録付)	高				
主蒸気安全弁	3V-MS-533A 3V-MS-533B 3V-MS-533C 3V-MS-533D	4回	1.分解品検査 2.分解品検査 (特性品検査)	高 高	主蒸気安全弁開閉検査 主蒸気安全弁開閉検査			
	主蒸気循環弁駆動部	3V-MS-533D	1.分解品検査 2.分解品検査 (特性品検査)	高 高				

備考-1, 3, 7, 10

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保安方式又は検査要度	保安の要度	検査名	備考 (O)中(検査方法等)
20回-527A 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527B 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527C 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527D 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527E 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527F 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527G 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527H 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527I 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527J 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527K 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527L 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527M 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527N 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527O 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527P 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527Q 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527R 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527S 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527T 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527U 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527V 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527W 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527X 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527Y 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	
20回-527Z 3A-主給水配管上昇弁	開閉・目視試験	7.15B	高	高	11.主給水配管	

別紙1-9

試原-49

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気安全弁機能検査 要領書番号：O3-16-118</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気安全弁機能検査 要領書番号：HT3-25</p> <p style="text-align: right;">試-原-51</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="224 220 994 1305" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 344px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="369 1315 833 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 285 1868 1310" style="border: 2px solid purple; height: 642px; width: 322px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid purple; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気安全弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-119</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気安全弁漏えい検査 要領書番号：HT3-26</p> <p style="text-align: right;">試-原-53</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 188 987 1350" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1358 826 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1149 284 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 284 947 1289" style="border: 2px solid black; height: 630px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="353 1294 819 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 284 1870 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	突触機(機器名)	危険及び試験の項目	保全方式又は構造	検査名	備考 (0)中に記載 (1)中に記載 (2)中に記載
3A取水ろ過器	1.開断点検	高	52M	2次系容器検査	
3B取水ろ過器	1.開断点検	高	52M	2次系容器検査	
3C取水ろ過器	1.開断点検	高	52M	2次系容器検査	
3A取水脱塩塔	1.開断点検	高	130M	2次系容器検査	
3B取水脱塩塔	1.開断点検	高	130M	2次系容器検査	
3C取水脱塩塔	1.開断点検	高	130M	2次系容器検査	
3D取水脱塩塔	1.開断点検	高	130M	2次系容器検査	
3E取水脱塩塔	1.開断点検	高	130M	2次系容器検査	
3F取水脱塩塔	1.開断点検	高	130M	2次系容器検査	
3.逆水ポンプ	1.外観点検	高	1F		
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水容器並びに給水塔建設設備等)	1.蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水容器並びに給水塔建設設備等)の配管(圧力系統・抽気系統・ドレン系統)の目視点検 2.蒸気タービン及び附属設備の目視点検	1.1.5分弁点検 2.2分弁点検	1.3M~150M 1.3M~130M	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	一部施設点検後 一部施設点検後
蒸気タービン(その他設備)	1.蒸気タービン及び附属設備	1.外観点検 2.新設試験 3.新設試験 4.防漏点検 5.運転・性能試験	高・低 高・低 高・低 高・低 高・低	蒸気タービン性能検査 総合負荷試験検査 2次系弁検査 2次系弁検査	一部施設点検後 一部施設点検後
蒸気タービン(その他設備)	1.蒸気タービン(その他設備)	1.開断点検 2.分弁点検 3.分弁点検 4.防漏点検 5.運転・性能試験	高 高 低 高・低 高・低	蒸気タービン性能検査 総合負荷試験検査 2次系弁検査 2次系弁検査	一部施設点検後 一部施設点検後

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	突触機(機器名)	危険及び試験の項目	保全方式又は構造	検査名	備考 (0)中に記載 (1)中に記載 (2)中に記載
3A取水ろ過器	1.開断点検	高	52M	2次系容器検査	
3B取水ろ過器	1.開断点検	高	52M	2次系容器検査	
3C取水ろ過器	1.開断点検	高	52M	2次系容器検査	
3A取水脱塩塔	1.開断点検	高	130M	2次系容器検査	
3B取水脱塩塔	1.開断点検	高	130M	2次系容器検査	
3C取水脱塩塔	1.開断点検	高	130M	2次系容器検査	
3D取水脱塩塔	1.開断点検	高	130M	2次系容器検査	
3E取水脱塩塔	1.開断点検	高	130M	2次系容器検査	
3F取水脱塩塔	1.開断点検	高	130M	2次系容器検査	
3.逆水ポンプ	1.外観点検	高	1F		
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水容器並びに給水塔建設設備等)	1.蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水容器並びに給水塔建設設備等)の配管(圧力系統・抽気系統・ドレン系統)の目視点検 2.蒸気タービン及び附属設備の目視点検	1.1.5分弁点検 2.2分弁点検	1.3M~150M 1.3M~130M	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	一部施設点検後 一部施設点検後
蒸気タービン(その他設備)	1.蒸気タービン及び附属設備	1.外観点検 2.新設試験 3.新設試験 4.防漏点検 5.運転・性能試験	高・低 高・低 高・低 高・低 高・低	蒸気タービン性能検査 総合負荷試験検査 2次系弁検査 2次系弁検査	一部施設点検後 一部施設点検後
蒸気タービン(その他設備)	1.蒸気タービン(その他設備)	1.開断点検 2.分弁点検 3.分弁点検 4.防漏点検 5.運転・性能試験	高 高 低 高・低 高・低	蒸気タービン性能検査 総合負荷試験検査 2次系弁検査 2次系弁検査	一部施設点検後 一部施設点検後

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1331 1704 1359" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1704 1353" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	突設機(機器名)	危険及び試験の項目	安全の重要度	保安方式又は高度	検査名	備考 (○印は特設設備検査法)
	日露7高圧給水加熱器	1.開断点検	高	130M	2次系高圧設備検査	
	グラウンド蒸気減圧器	2.非感電試験 3.漏えい試験	高	130M		
	給水、蒸気系 補助給水系	1.開断点検 2.非感電試験 3.漏えい試験	高	65M	2次系高圧設備検査	
高系タービン [蒸気タービンは閉鎖する タービン及び汽水監視 装置のみの汽水監視 並びに給水配管設備]	A.電動補助給水ポンプ・電動機	1.電動機・性能試験 (ポンプ・電機設備含む) 1.絶縁・性能試験 (電動機) 2.絶縁・性能試験 (電動機) 3.絶縁・性能試験 (電動機) 4.絶縁・性能試験 (電動機)	高	1F	高系タービン附属設備検査 補助給水系統高圧検査	
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.分解点検 (ポンプ)	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助診断:3M)
	Aタービン駆動蒸気減圧器	2.分解点検 (電動機) 3.絶縁点検 (ポンプ) 4.絶縁点検 (ポンプ) 4.絶縁点検 (電動機)	高	78M		
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.電動機試験 (ポンプ) 2.分解点検 (タービン)	高	20M		
	Aタービン駆動蒸気減圧器	1.絶縁・性能試験 (タービン) 2.分解点検 (ポンプ) 3.分解点検 (タービン)	高	52M	2次系ポンプ分解検査	(補助診断:3M)
		3.分解点検 (タービン)	高	20M	2次系ポンプ分解検査	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	突設機(機器名)	危険及び試験の項目	安全の重要度	保安方式又は高度	検査名	備考 (○印は特設設備検査法)
	日露7高圧給水加熱器	1.開断点検	高	130M	2次系高圧設備検査	
	グラウンド蒸気減圧器	2.非感電試験 3.漏えい試験	高	130M		
	給水、蒸気系 補助給水系	1.開断点検 2.非感電試験 3.漏えい試験	高	65M	2次系高圧設備検査	
高系タービン [蒸気タービンは閉鎖する タービン及び汽水監視 装置のみの汽水監視 並びに給水配管設備]	A.電動補助給水ポンプ・電動機	1.電動機・性能試験 (ポンプ・電機設備含む) 1.絶縁・性能試験 (電動機) 2.絶縁・性能試験 (電動機) 3.絶縁・性能試験 (電動機) 4.絶縁・性能試験 (電動機)	高	1F	高系タービン附属設備検査 補助給水系統高圧検査	
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.分解点検 (ポンプ)	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助診断:3M)
	Aタービン駆動蒸気減圧器	2.分解点検 (電動機) 3.絶縁点検 (ポンプ) 4.絶縁点検 (ポンプ) 4.絶縁点検 (電動機)	高	78M		
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.電動機試験 (ポンプ) 2.分解点検 (タービン)	高	20M		
	Aタービン駆動蒸気減圧器	1.絶縁・性能試験 (タービン) 2.分解点検 (ポンプ) 3.分解点検 (タービン)	高	52M	2次系ポンプ分解検査	(補助診断:3M)
		3.分解点検 (タービン)	高	20M	2次系ポンプ分解検査	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（1/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-60</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-16-131</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1149 284 1877 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1709 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	突触機(機器名)	危険及び試験の項目	保全の重要度又は高度	検査名	備考 (○)中に記載する設備は既設設備
	日昇7高圧給水加熱器	1.開断点検 2.非感電試験 3.漏えい試験	高 高 高	2次系蒸気加熱器検査	
	グラウンド蒸気減圧器	1.開断点検 2.非感電試験 3.漏えい試験	高 高 高	2次系蒸気加熱器検査	
	給水、蒸気系 補助給水系	1.機能・性能試験 (ポンプ、電機設備等) 1.機能・性能試験 (ポンプ、電機設備等) 2.非感電試験 (ポンプ、電機設備等) 3.漏えい試験 (ポンプ、電機設備等)	高 高 高 高	高気タービン附属設備検査 補助給水系高圧分解検査	
	A電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.調整点検 (潤滑油入替他) 4.調整点検 (潤滑油入替他) 5.調整点検 (電機機)	高 高 高 高	補助給水系ポンプ分解検査	(機動診断-3M)
	B電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.調整点検 (潤滑油入替他) 4.調整点検 (潤滑油入替他) 5.調整点検 (電機機)	高 高 高 高	補助給水系ポンプ分解検査	(機動診断-3M)
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.機能・性能試験 (タービン)	高	2次系ポンプ機能検査	(機動診断-3M)
	Aタービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.調整点検 (ストローマン清掃) 2.分解点検 (タービン) 3.分解点検 (ポンプ)	高 高 高	2次系ポンプ機能検査	
	Bタービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.調整点検 (ストローマン清掃) 2.分解点検 (タービン) 3.分解点検 (ポンプ)	高 高 高	2次系ポンプ分解検査	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（2/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-66</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1151 284 1877 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 蒸気タービンの附属設備 検 査 名：2次系ポンプ機能検査 要領書番号：O3-13-121</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービンの附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-24</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービン附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-24</p> <p style="text-align: right;">試-原-62</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 284 1877 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 327px;"></div> <div data-bbox="1279 1342 1727 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1149 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1294 1358 1742 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由	
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は高度	検査名	備考 (○印は点検設備試験法指)
	蓄圧入系主要弁駆動部	4.分弁点検	高	182M	
	A蓄圧タンク	2.検査点検 (特性点検) 1.開閉点検	高	13M~182M	
	B蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M	
	C蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M	
	D蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M	
	燃料駆動用水ヒット	1.外観点検	高	1F	
	A、B格納容器再循環サブスクリューン	1.外観点検	高	1F	
	A、B格納容器再循環サブスクリューン	2.外観点検	高	10Y	原子炉格納容器再循環サブスクリューン検査
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	1.運転・性能試験	高・低	B	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系停止弁検査
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.分弁点検	高	65M~200M	
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	3.分弁点検	低	78M~195M	一部BMあり
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	4.検査点検 (グラント・ハンキン取替)	高・低	78M~130M	
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	1.運転・性能試験	高・低	B	1次系弁検査
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.分弁点検	高・低	65M~182M	
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	3.分弁点検	高・低	13M~91M	
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.分弁点検	高	13M~130M	
	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.分弁点検	低	13M~130M	

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は高度	検査名	備考 (○印は点検設備試験法指)
燃料駆動用水ヒット	燃料駆動用水ヒット	1.外観点検	高	1F	
A蓄圧タンク	A蓄圧タンク	2.検査点検 (特性点検) 1.開閉点検	高	13M~182M	
B蓄圧タンク	B蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M	
C蓄圧タンク	C蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M	
D蓄圧タンク	D蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M	
燃料駆動用水ヒット	燃料駆動用水ヒット	1.外観点検	高	1F	
A、B格納容器再循環サブスクリューン	A、B格納容器再循環サブスクリューン	1.外観点検	高	1F	
A、B格納容器再循環サブスクリューン	A、B格納容器再循環サブスクリューン	2.外観点検	高	10Y	原子炉格納容器再循環サブスクリューン検査
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	1.運転・性能試験	高・低	B	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系停止弁検査
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.分弁点検	高	65M~200M	
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	3.分弁点検	低	78M~195M	一部BMあり
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	4.検査点検 (グラント・ハンキン取替)	高・低	78M~130M	
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	1.運転・性能試験	高・低	B	1次系弁検査
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.分弁点検	高・低	65M~182M	
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	3.分弁点検	高・低	13M~91M	
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.分弁点検	高	13M~130M	
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.分弁点検	低	13M~130M	

別紙-1 (1)(2)

別紙-1 (1)(2)

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は高度	検査名	備考 (○印は点検設備試験法指)
燃料駆動用水ヒット	燃料駆動用水ヒット	1.外観点検	高	1F	
A蓄圧タンク	A蓄圧タンク	2.検査点検 (特性点検) 1.開閉点検	高	13M~182M	
B蓄圧タンク	B蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M	
C蓄圧タンク	C蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M	
D蓄圧タンク	D蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M	
燃料駆動用水ヒット	燃料駆動用水ヒット	1.外観点検	高	1F	
A、B格納容器再循環サブスクリューン	A、B格納容器再循環サブスクリューン	1.外観点検	高	1F	
A、B格納容器再循環サブスクリューン	A、B格納容器再循環サブスクリューン	2.外観点検	高	10Y	原子炉格納容器再循環サブスクリューン検査
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	1.運転・性能試験	高・低	B	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系停止弁検査
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.分弁点検	高	65M~200M	
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	3.分弁点検	低	78M~195M	一部BMあり
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	4.検査点検 (グラント・ハンキン取替)	高・低	78M~130M	
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	1.運転・性能試験	高・低	B	1次系弁検査
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.分弁点検	高・低	65M~182M	
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	3.分弁点検	高・低	13M~91M	
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.分弁点検	高	13M~130M	
原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	原子炉冷却系格納容器(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	2.分弁点検	低	13M~130M	

別紙-1 (3)

試原-80

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1146 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1704 1353" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1704 1353" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名 【注】別添系統図表 【注】注解除注入機能を示す 【設備】	実施機（機器名）	点検及び試験の項目	保全の 重要度 又は程度	検査名	備考 適用する 設備検査法注）	
Aほろろポンプ・電動機	Aほろろポンプ・電動機	1.機器・性能試験	高	B*	B* ポンプまたは電動機 点検にあわせて実施 (操検診断:3M)	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	76M	ほろろポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	52M		
		4.電動機 (電動機)	高	26M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		
Bほろろポンプ・電動機	Bほろろポンプ・電動機	1.機器・性能試験	低	B*	B* ポンプまたは電動機 点検にあわせて実施 (操検診断:3M)	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	76M	ほろろポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	52M		
		4.電動機 (電動機)	高	26M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		
34A1次系補給水ポンプ・電動機	34A1次系補給水ポンプ・電動機	1.機器・性能試験	低	B*	B* ポンプまたは電動機 点検にあわせて実施 (操検診断:3M)	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	130M		
		4.電動機 (電動機)	高	76M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		
Aほろろタンク	Aほろろタンク	1.分解点検	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	130M		
		4.電動機 (電動機)	高	76M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		
Aほろろタンク真空逃げし弁	Aほろろタンク真空逃げし弁	1.分解点検	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	130M		
		4.電動機 (電動機)	高	76M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		
Bほろろタンク	Bほろろタンク	1.分解点検	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	130M		
		4.電動機 (電動機)	高	76M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		
34A1次系補給水タンク/キニュームリリース弁	34A1次系補給水タンク	1.分解点検	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	130M		
		4.電動機 (電動機)	高	76M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		
34A1次系補給水タンク/ドモス弁	34A1次系補給水タンク/ドモス弁	1.分解点検	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	130M		
		4.電動機 (電動機)	高	76M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		

別紙-1 (別添)

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名 【注】別添系統図表 【注】注解除注入機能を示す 【設備】	実施機（機器名）	点検及び試験の項目	保全の 重要度 又は程度	検査名	備考 適用する 設備検査法注）	
Aほろろポンプ・電動機	Aほろろポンプ・電動機	1.機器・性能試験	高	B*	B* ポンプまたは電動機 点検にあわせて実施 (操検診断:3M)	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	76M	ほろろポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	52M		
		4.電動機 (電動機)	高	26M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		
Bほろろポンプ・電動機	Bほろろポンプ・電動機	1.機器・性能試験	低	B*	B* ポンプまたは電動機 点検にあわせて実施 (操検診断:3M)	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	76M	ほろろポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	52M		
		4.電動機 (電動機)	高	26M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		
34A1次系補給水ポンプ・電動機	34A1次系補給水ポンプ・電動機	1.機器・性能試験	低	B*	B* ポンプまたは電動機 点検にあわせて実施 (操検診断:3M)	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	130M		
		4.電動機 (電動機)	高	76M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		
Aほろろタンク	Aほろろタンク	1.分解点検	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	130M		
		4.電動機 (電動機)	高	76M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		
Bほろろタンク	Bほろろタンク	1.分解点検	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	130M		
		4.電動機 (電動機)	高	76M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		
34A1次系補給水タンク/キニュームリリース弁	34A1次系補給水タンク	1.分解点検	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	130M		
		4.電動機 (電動機)	高	76M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		
34A1次系補給水タンク/ドモス弁	34A1次系補給水タンク/ドモス弁	1.分解点検	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	1次系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (ポンプ)	高	130M		
		4.電動機 (電動機)	高	76M		
		5.電動機 (電動機)	高	26M		
		6.電動機 (電動機)	高	26M		
		7.電動機 (電動機)	高	26M		
		8.電動機 (電動機)	高	26M		
		9.電動機 (電動機)	高	26M		
		10.電動機 (電動機)	高	26M		

別紙1-3C

別紙-113

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：ほう酸ポンプ機能検査 要領書番号：O3-16-136</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：ほう酸ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-19</p> <p style="text-align: right;">試原-114</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="215 253 1010 608" style="border: 2px solid black; height: 222px; width: 355px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="371 1326 835 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 280 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：計測制御系統設備 検 査 名：ほう酸ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-31</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：計測制御系統設備 検 査 名：ほう酸ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-31</p> <p style="text-align: center;">-1-</p> <p style="text-align: right;">試原-116</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="224 239 996 1300" style="border: 2px solid black; height: 665px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="358 1324 824 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1142 287 1870 1308" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1254 1324 1702 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 燃料設備 放射線管理設備 廃棄設備 原子炉格納施設 蒸気タービンの附属設備</p> <p>検 査 名：1次系弁検査(3/4)【機械一般弁編】 要領書番号：O3-15-73</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 原子炉格納施設</p> <p>検 査 名：1次系弁検査 要領書番号：HT3-84</p> <p style="text-align: right;">試原-119</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="192 245 1012 890" style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="353 1299 815 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所</p> <p style="text-align: center;">第3号機 第13回</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 燃料設備 放射線管理設備 廃棄設備 原子炉格納施設 蒸気タービンの附属設備</p> <p>検 査 名：1次系弁検査（1/3）[電気編] 要領書番号：O3-13-84</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 236 1014 762" style="border: 2px solid black; height: 330px; width: 360px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="369 1329 835 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="244 284 947 1279" style="border: 2px solid black; height: 624px; width: 314px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="365 1329 831 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1144 284 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 324px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 367px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="383 1366 846 1393" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 285 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1870 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：充てんポンプ冷却材補給系機能検査 要領書番号：O3-16-307</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：充てんポンプ冷却材補給系機能検査 要領書番号：HT3-69</p> <p style="text-align: right;">試原-127</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 276 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：化学体積制御系充てんポンプ分解検査 要領書番号：O3-15-61</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="486 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 277 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1012 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 374px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 279 940 1292" style="border: 2px solid black; height: 635px; width: 315px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="353 1300 817 1332" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1870 1308" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 323px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1324 1702 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	再生生体装置	機器及び試験の項目	保全方式又は高度	検査項目 (0)中絶 (整頓整頓技術)
	再生生体装置	1.開断点検	高	検査名
		2.非破壊試験	高	1次系熱交換器検査
		3.漏えい試験	高	1次系熱交換器検査
		4.開断点検	高	1次系熱交換器検査
		5.非破壊試験	高	1次系熱交換器検査
		6.漏えい試験	高	
		7.開断点検	高	
		8.非破壊試験	高	
		9.漏えい試験	高	
		10.開断点検	高	
		11.非破壊試験	高	
		12.漏えい試験	高	
		13.開断点検	高	
		14.非破壊試験	高	
		15.漏えい試験	高	
		16.開断点検	高	
		17.非破壊試験	高	
		18.漏えい試験	高	
		19.開断点検	高	
		20.非破壊試験	高	
		21.漏えい試験	高	
		22.開断点検	高	
		23.非破壊試験	高	
		24.漏えい試験	高	
		25.開断点検	高	
		26.非破壊試験	高	
		27.漏えい試験	高	
		28.開断点検	高	
		29.非破壊試験	高	
		30.漏えい試験	高	
		31.開断点検	高	
		32.非破壊試験	高	
		33.漏えい試験	高	
		34.開断点検	高	
		35.非破壊試験	高	
		36.漏えい試験	高	
		37.開断点検	高	
		38.非破壊試験	高	
		39.漏えい試験	高	
		40.開断点検	高	
		41.非破壊試験	高	
		42.漏えい試験	高	
		43.開断点検	高	
		44.非破壊試験	高	
		45.漏えい試験	高	
		46.開断点検	高	
		47.非破壊試験	高	
		48.漏えい試験	高	
		49.開断点検	高	
		50.非破壊試験	高	
		51.漏えい試験	高	
		52.開断点検	高	
		53.非破壊試験	高	
		54.漏えい試験	高	
		55.開断点検	高	
		56.非破壊試験	高	
		57.漏えい試験	高	
		58.開断点検	高	
		59.非破壊試験	高	
		60.漏えい試験	高	
		61.開断点検	高	
		62.非破壊試験	高	
		63.漏えい試験	高	
		64.開断点検	高	
		65.非破壊試験	高	
		66.漏えい試験	高	
		67.開断点検	高	
		68.非破壊試験	高	
		69.漏えい試験	高	
		70.開断点検	高	
		71.非破壊試験	高	
		72.漏えい試験	高	
		73.開断点検	高	
		74.非破壊試験	高	
		75.漏えい試験	高	
		76.開断点検	高	
		77.非破壊試験	高	
		78.漏えい試験	高	
		79.開断点検	高	
		80.非破壊試験	高	
		81.漏えい試験	高	
		82.開断点検	高	
		83.非破壊試験	高	
		84.漏えい試験	高	
		85.開断点検	高	
		86.非破壊試験	高	
		87.漏えい試験	高	
		88.開断点検	高	
		89.非破壊試験	高	
		90.漏えい試験	高	
		91.開断点検	高	
		92.非破壊試験	高	
		93.漏えい試験	高	
		94.開断点検	高	
		95.非破壊試験	高	
		96.漏えい試験	高	
		97.開断点検	高	
		98.非破壊試験	高	
		99.漏えい試験	高	
		100.開断点検	高	
		101.非破壊試験	高	
		102.漏えい試験	高	
		103.開断点検	高	
		104.非破壊試験	高	
		105.漏えい試験	高	
		106.開断点検	高	
		107.非破壊試験	高	
		108.漏えい試験	高	
		109.開断点検	高	
		110.非破壊試験	高	
		111.漏えい試験	高	
		112.開断点検	高	
		113.非破壊試験	高	
		114.漏えい試験	高	
		115.開断点検	高	
		116.非破壊試験	高	
		117.漏えい試験	高	
		118.開断点検	高	
		119.非破壊試験	高	
		120.漏えい試験	高	
		121.開断点検	高	
		122.非破壊試験	高	
		123.漏えい試験	高	
		124.開断点検	高	
		125.非破壊試験	高	
		126.漏えい試験	高	
		127.開断点検	高	
		128.非破壊試験	高	
		129.漏えい試験	高	
		130.開断点検	高	
		131.非破壊試験	高	
		132.漏えい試験	高	
		133.開断点検	高	
		134.非破壊試験	高	
		135.漏えい試験	高	
		136.開断点検	高	
		137.非破壊試験	高	
		138.漏えい試験	高	
		139.開断点検	高	
		140.非破壊試験	高	
		141.漏えい試験	高	
		142.開断点検	高	
		143.非破壊試験	高	
		144.漏えい試験	高	
		145.開断点検	高	
		146.非破壊試験	高	
		147.漏えい試験	高	
		148.開断点検	高	
		149.非破壊試験	高	
		150.漏えい試験	高	
		151.開断点検	高	
		152.非破壊試験	高	
		153.漏えい試験	高	
		154.開断点検	高	
		155.非破壊試験	高	
		156.漏えい試験	高	
		157.開断点検	高	
		158.非破壊試験	高	
		159.漏えい試験	高	
		160.開断点検	高	
		161.非破壊試験	高	
		162.漏えい試験	高	
		163.開断点検	高	
		164.非破壊試験	高	
		165.漏えい試験	高	
		166.開断点検	高	
		167.非破壊試験	高	
		168.漏えい試験	高	
		169.開断点検	高	
		170.非破壊試験	高	
		171.漏えい試験	高	
		172.開断点検	高	
		173.非破壊試験	高	
		174.漏えい試験	高	
		175.開断点検	高	
		176.非破壊試験	高	
		177.漏えい試験	高	
		178.開断点検	高	
		179.非破壊試験	高	
		180.漏えい試験	高	
		181.開断点検	高	
		182.非破壊試験	高	
		183.漏えい試験	高	
		184.開断点検	高	
		185.非破壊試験	高	
		186.漏えい試験	高	
		187.開断点検	高	
		188.非破壊試験	高	
		189.漏えい試験	高	
		190.開断点検	高	
		191.非破壊試験	高	
		192.漏えい試験	高	
		193.開断点検	高	
		194.非破壊試験	高	
		195.漏えい試験	高	
		196.開断点検	高	
		197.非破壊試験	高	
		198.漏えい試験	高	
		199.開断点検	高	
		200.非破壊試験	高	
		201.漏えい試験	高	
		202.開断点検	高	
		203.非破壊試験	高	
		204.漏えい試験	高	
		205.開断点検	高	
		206.非破壊試験	高	
		207.漏えい試験	高	
		208.開断点検	高	
		209.非破壊試験	高	
		210.漏えい試験	高	
		211.開断点検	高	
		212.非破壊試験	高	
		213.漏えい試験	高	
		214.開断点検	高	
		215.非破壊試験	高	
		216.漏えい試験	高	
		217.開断点検	高	
		218.非破壊試験	高	
		219.漏えい試験	高	
		220.開断点検	高	
		221.非破壊試験	高	
		222.漏えい試験	高	
		223.開断点検	高	
		224.非破壊試験	高	
		225.漏えい試験	高	
		226.開断点検	高	
		227.非破壊試験	高	
		228.漏えい試験	高	
		229.開断点検	高	
		230.非破壊試験	高	
		231.漏えい試験	高	
		232.開断点検	高	
		233.非破壊試験	高	
		234.漏えい試験	高	
		235.開断点検	高	
		236.非破壊試験	高	
		237.漏えい試験	高	
		238.開断点検	高	
		239.非破壊試験	高	
		240.漏えい試験	高	
		241.開断点検	高	
		242.非破壊試験	高	
		243.漏えい試験	高	
		244.開断点検	高	
		245.非破壊試験	高	
		246.漏えい試験	高	
		247.開断点検	高	
		248.非破壊試験	高	
		249.漏えい試験	高	
		250.開断点検	高	
		251.非破壊試験	高	
		252.漏えい試験	高	
		253.開断点検	高	
		254.非破壊試験	高	
		255.漏えい試験	高	
		256.開断点検	高	
		257.非破壊試験	高	
		258.漏えい試験	高	
		259.開断点検	高	
		260.非破壊試験	高	
		261.漏えい試験	高	
		262.開断点検	高	
		263.非破壊試験	高	
		264.漏えい試験	高	
		265.開断点検	高	
		266.非破壊試験	高	
		267.漏えい試験	高	
		268.開断点検	高	
		269.非破壊試験	高	
		270.漏えい試験	高	
		271.開断点検	高	
		272.非破壊試験	高	
		273.漏えい試験	高	
		274.開断点検	高	
		275.非破壊試験	高	
		276.漏えい試験	高	
		277.開断点検	高	
		278.非破壊試験	高	
		279.漏えい試験	高	
		280.開断点検	高	
		281.非破壊試験	高	
		282.漏えい試験	高	
		283.開断点検	高	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
添付資料-2 (H2700)		
添付資料-3 (H2700)		
添付資料-4 (H2700)		
添付資料-5 (H2700)		
添付資料-6 (H2700)		
添付資料-7 (H2700)		
添付資料-8 (H2700)		
添付資料-9 (H2700)		
添付資料-10 (H2700)		
添付資料-11 (H2700)		
添付資料-12 (H2700)		
添付資料-13 (H2700)		
添付資料-14 (H2700)		
添付資料-15 (H2700)		
添付資料-16 (H2700)		
添付資料-17 (H2700)		
添付資料-18 (H2700)		
添付資料-19 (H2700)		
添付資料-20 (H2700)		
添付資料-21 (H2700)		
添付資料-22 (H2700)		
添付資料-23 (H2700)		
添付資料-24 (H2700)		
添付資料-25 (H2700)		
添付資料-26 (H2700)		
添付資料-27 (H2700)		
添付資料-28 (H2700)		
添付資料-29 (H2700)		
添付資料-30 (H2700)		
添付資料-31 (H2700)		
添付資料-32 (H2700)		
添付資料-33 (H2700)		
添付資料-34 (H2700)		
添付資料-35 (H2700)		
添付資料-36 (H2700)		
添付資料-37 (H2700)		
添付資料-38 (H2700)		
添付資料-39 (H2700)		
添付資料-40 (H2700)		
添付資料-41 (H2700)		
添付資料-42 (H2700)		
添付資料-43 (H2700)		
添付資料-44 (H2700)		
添付資料-45 (H2700)		
添付資料-46 (H2700)		
添付資料-47 (H2700)		
添付資料-48 (H2700)		
添付資料-49 (H2700)		
添付資料-50 (H2700)		
添付資料-51 (H2700)		
添付資料-52 (H2700)		
添付資料-53 (H2700)		
添付資料-54 (H2700)		
添付資料-55 (H2700)		
添付資料-56 (H2700)		
添付資料-57 (H2700)		
添付資料-58 (H2700)		
添付資料-59 (H2700)		
添付資料-60 (H2700)		
添付資料-61 (H2700)		
添付資料-62 (H2700)		
添付資料-63 (H2700)		
添付資料-64 (H2700)		
添付資料-65 (H2700)		
添付資料-66 (H2700)		
添付資料-67 (H2700)		
添付資料-68 (H2700)		
添付資料-69 (H2700)		
添付資料-70 (H2700)		
添付資料-71 (H2700)		
添付資料-72 (H2700)		
添付資料-73 (H2700)		
添付資料-74 (H2700)		
添付資料-75 (H2700)		
添付資料-76 (H2700)		
添付資料-77 (H2700)		
添付資料-78 (H2700)		
添付資料-79 (H2700)		
添付資料-80 (H2700)		
添付資料-81 (H2700)		
添付資料-82 (H2700)		
添付資料-83 (H2700)		
添付資料-84 (H2700)		
添付資料-85 (H2700)		
添付資料-86 (H2700)		
添付資料-87 (H2700)		
添付資料-88 (H2700)		
添付資料-89 (H2700)		
添付資料-90 (H2700)		
添付資料-91 (H2700)		
添付資料-92 (H2700)		
添付資料-93 (H2700)		
添付資料-94 (H2700)		
添付資料-95 (H2700)		
添付資料-96 (H2700)		
添付資料-97 (H2700)		
添付資料-98 (H2700)		
添付資料-99 (H2700)		
添付資料-100 (H2700)		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 事業者検査（自主検査） 要領書 【追加保全（追5サイクル）】</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 計測制御系統施設 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 放射線管理施設 放射性廃棄物の廃棄施設 原子炉格納施設 非常用電源設備</p> <p style="text-align: center;">検査名：構造健全性検査 要領書番号：HT3-103</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由									
HT3-103 構造健全性検査事業者検査（自主検査）要領書 改正0 (3/5)											
構造健全性検査10年計画表 (3/5)											
3. 外圍検査 (1/3)											
検査対象範囲											
系 統											
泊発電所 3 号機 検査計画 (10サイクル)											
1次冷却設備	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	備 考
化学体積制御設備											
ほう電回収装置											
安全注入設備											
余熱除去設備											
給水設備											
主蒸気設備											
原子炉格納容器7レイ設備											
原子炉補給冷却水設備											
使用済燃料ホット水浄化処理設備											
原子炉補給冷却水設備											
気体発生抑制処理設備											
ガス圧縮装置											
点検エリア											

第3回：原子炉補助建屋（非管理区域）、循環水ポンプ建屋（循環水ポンプを含む）
 第4回：空調設備エリア、原子炉建屋（非管理区域）、第5回：原子炉格納容器内
 第6回：原子炉補助建屋（管理区域）、第7回：原子炉建屋（管理区域）、空調設備エリア

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：O3-16-137</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：HT3-33</p> <p style="text-align: right;">試計-2</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 220 1010 1337" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 363px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="362 1348 831 1374" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1877 1310" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 327px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1351" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 2</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：制御棒駆動系機能検査 要領書番号：O3-16-134</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：計測制御系統設備 検査名：制御棒駆動系機能検査 要領書番号：HT3-30</p> <p style="text-align: right;">試計-5</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="192 209 1003 1331" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="360 1334 824 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1702 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：制御棒クラスタ動作検査 要領書番号：O3-16-336</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：制御棒クラスタ動作検査 要領書番号：HT3-106</p> <p style="text-align: right;">試計7</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; width: 90%; margin: 10px auto; height: 600px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 90%; margin: 10px auto; height: 600px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：制御棒クラスタ検査 要領書番号：O3-16-337</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉本体 検査名：制御棒クラスタ検査 要領書番号：HT3-107</p> <p style="text-align: right;">試計9</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 220 981 1358" style="border: 2px solid black; height: 713px; width: 347px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1364 826 1393" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：O3-16-137</p>		

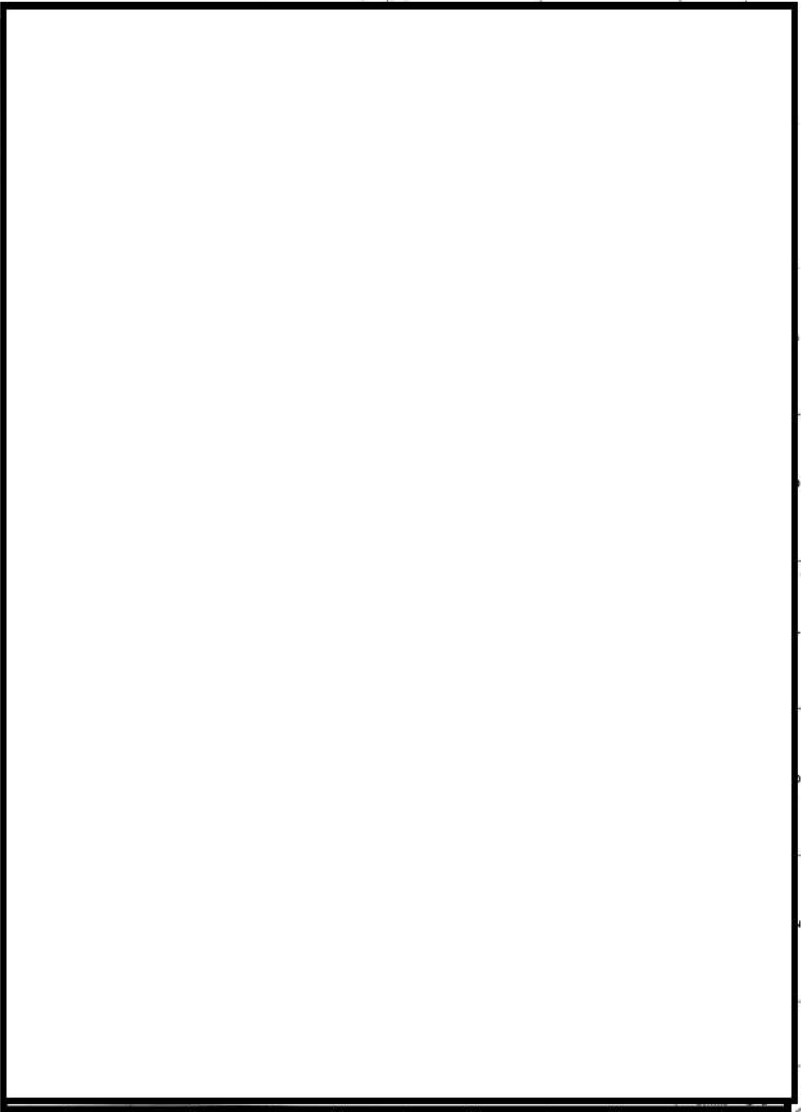
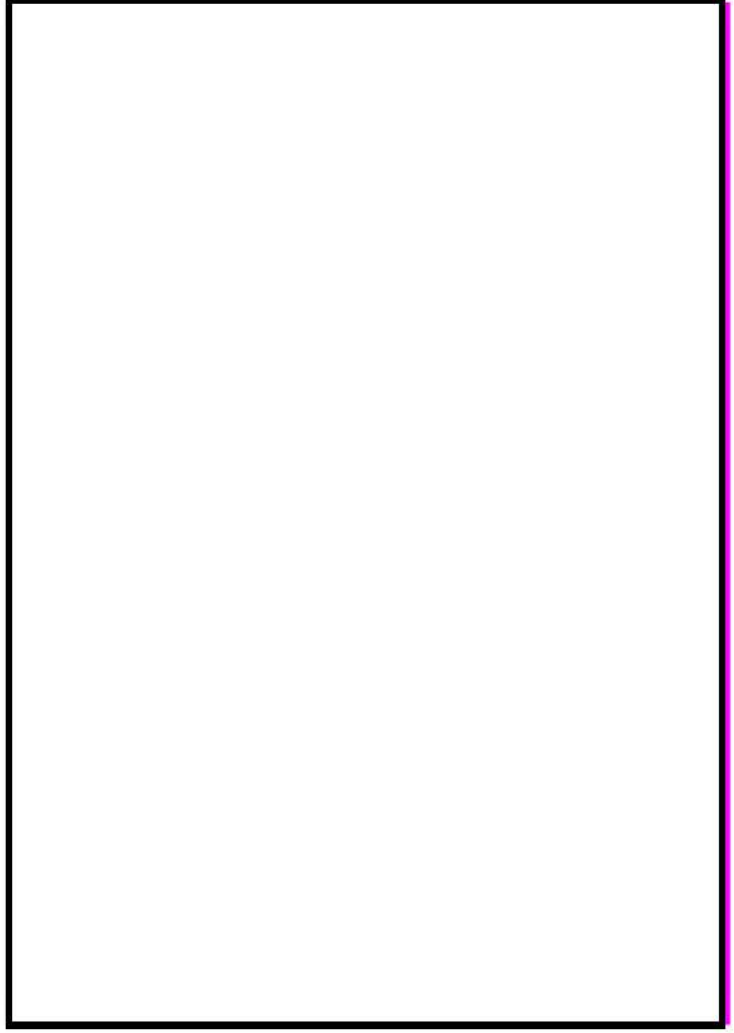
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 209 1003 1334" style="border: 2px solid black; height: 705px; width: 350px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="378 1342 842 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1149 280 1865 1315" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 320px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

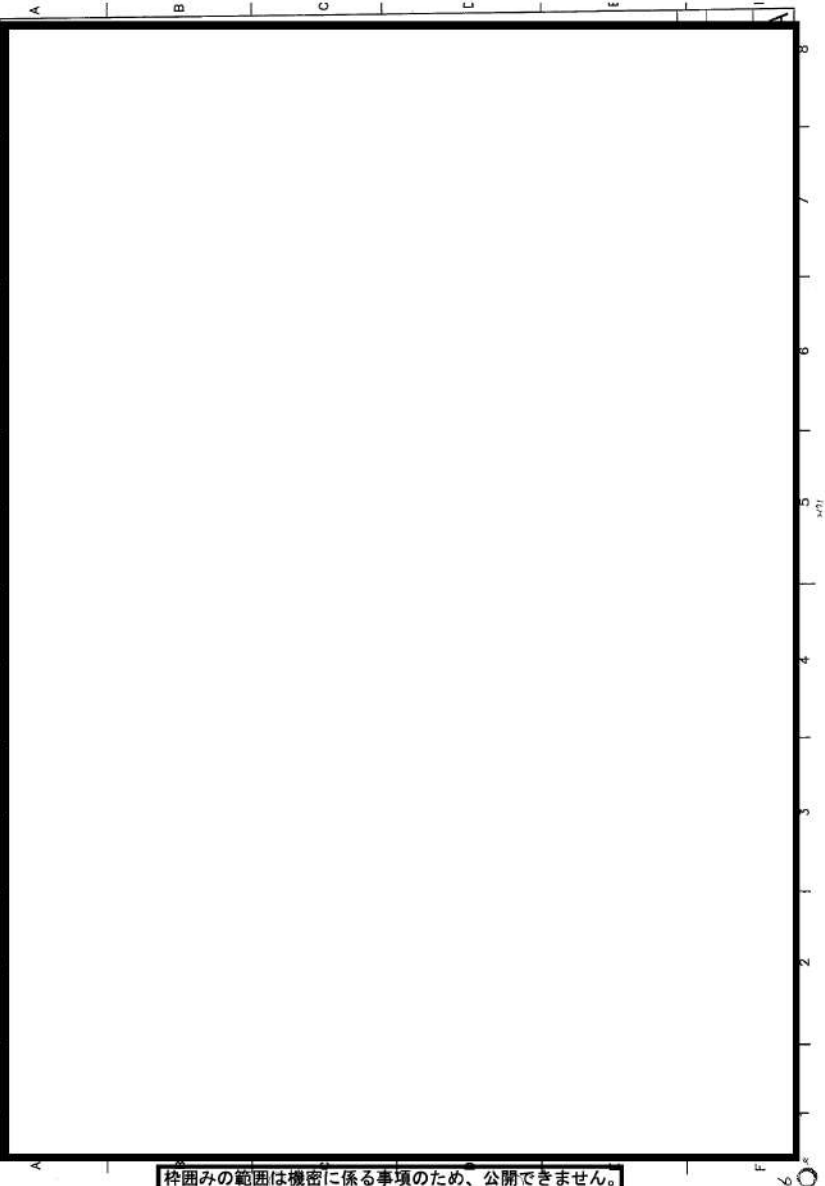
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="331 1359 801 1391">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	 <p data-bbox="1258 1327 1706 1353">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="353 1358 815 1385">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">44-5 系統図</p>	<p style="text-align: center;">44-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<div data-bbox="1187 316 1870 379" data-label="Table"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>原子炉トリップ (1)</td> <td>中立→トリップ</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>うち1台使用</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>原子炉トリップ (2)</td> <td>中立→トリップ</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1187 383 1814 718" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1366 750 1646 774" data-label="Caption"> <p>図 44-4-1 手動による原子炉緊急停止</p> </div>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	原子炉トリップ (1)	中立→トリップ	中央制御室	スイッチ操作	うち1台使用	②	原子炉トリップ (2)	中立→トリップ	中央制御室	スイッチ操作		
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	原子炉トリップ (1)	中立→トリップ	中央制御室	スイッチ操作	うち1台使用															
②	原子炉トリップ (2)	中立→トリップ	中央制御室	スイッチ操作																

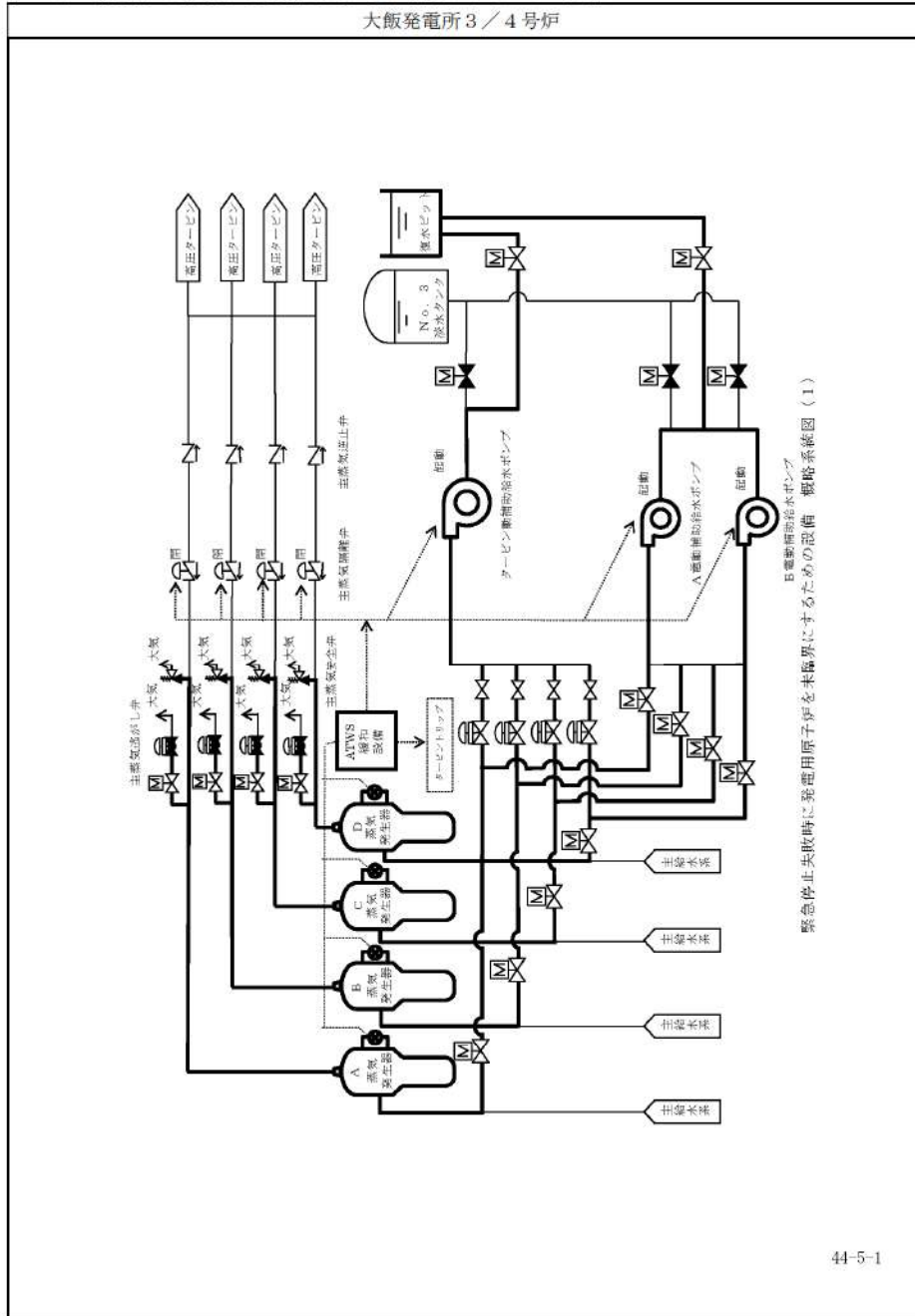
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">図 44-4-2 原子炉出力抑制（1）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

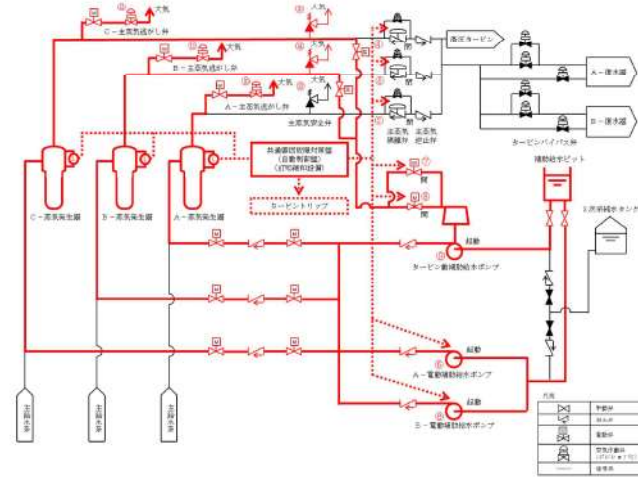
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備



44-5-1

泊発電所3号炉

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	タービントリップ	作動	—	自動動作	—
②	A-主蒸気隔離弁	全開→全閉	中央制御室	連動	直流電源制御用空気
③	B-主蒸気隔離弁	全開→全閉	中央制御室	連動	直流電源制御用空気
④	C-主蒸気隔離弁	全開→全閉	中央制御室	連動	直流電源制御用空気
⑤	A-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑥	B-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑦	タービン駆動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑧	タービン駆動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑨	タービン駆動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	—
⑩	A-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑪	B-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑫	C-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑬	A-主蒸気安全弁	全閉→全開	—	—	—
⑭	B-主蒸気安全弁	全閉→全開	—	—	—
⑮	C-主蒸気安全弁	全閉→全開	—	—	—

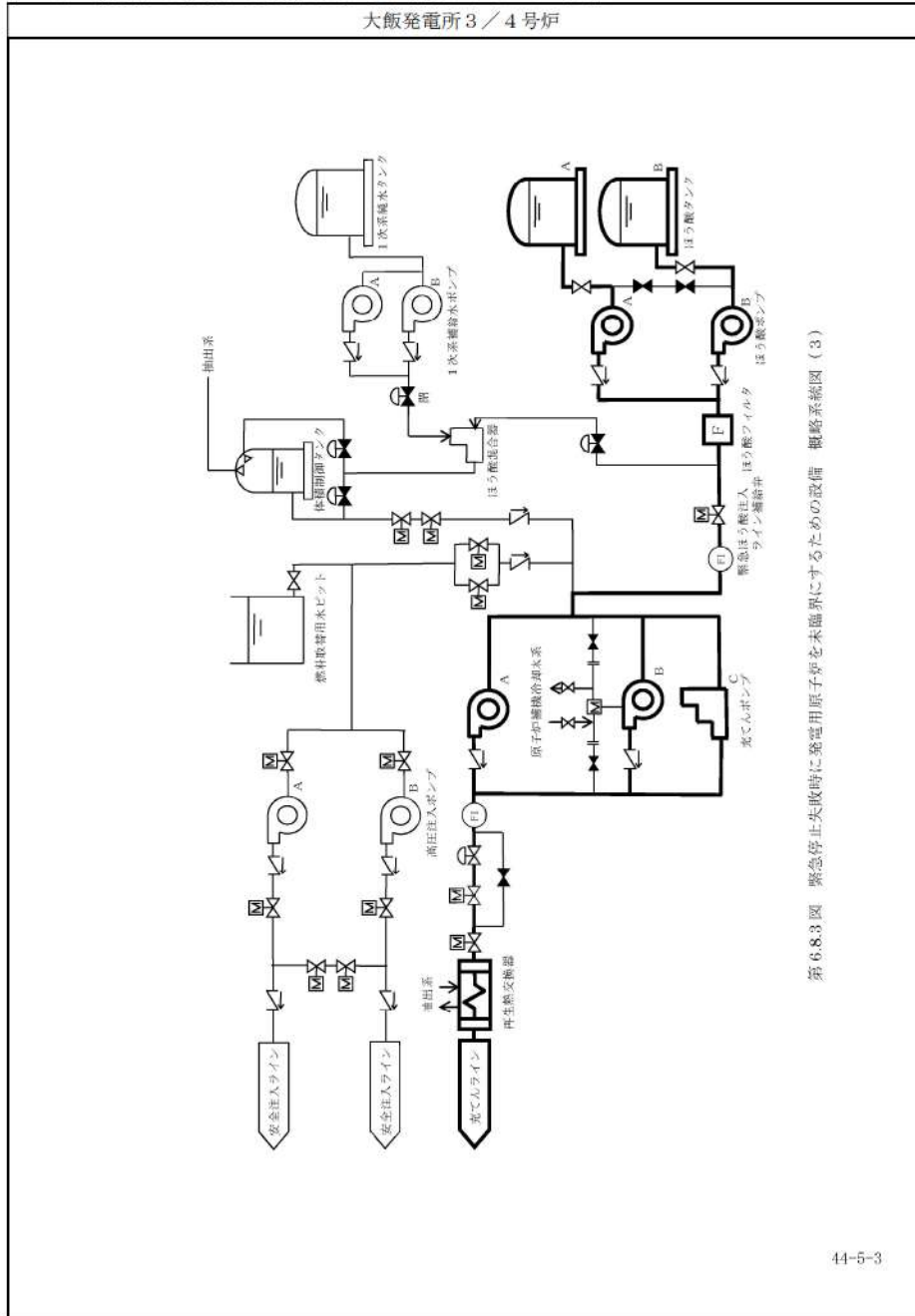


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																				
<p style="text-align: center;">緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系統図 (2)</p> <p style="text-align: center;">44-5-2</p>	<table border="1" data-bbox="1196 316 1865 467"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉⇔全開</td> <td>中央制御室</td> <td>自動動作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉⇔全開</td> <td>中央制御室</td> <td>自動動作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-加圧器安全弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>—</td> <td>自動動作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>B-加圧器安全弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>—</td> <td>自動動作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>C-加圧器安全弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>—</td> <td>自動動作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図 44-4-4 原子炉出力抑制 (3)</p>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気	②	B-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気	③	A-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—	④	B-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—	⑤	C-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—	
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																	
①	A-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気																																	
②	B-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気																																	
③	A-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—																																	
④	B-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—																																	
⑤	C-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備



第6.8.3図 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系統図 (3)

44-5-3

泊発電所3号炉

相違理由

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-充電ポンプ	起動確認	中央制御室	操作器操作	うち1台使用 交流電源
②	B-充電ポンプ	起動確認	中央制御室	操作器操作	
③	C-充電ポンプ	起動確認	中央制御室	操作器操作	
④	A-ほう酸ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	うち1台使用 交流電源
⑤	B-ほう酸ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	
⑥	ほう酸注入タンク循環ライン入口止め弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑦	A-ほう酸タンク循環ライン流量調節弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	A系使用時 直流電源 制御用空気
⑧	B-ほう酸タンク循環ライン流量調節弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	B系使用時 直流電源 制御用空気
⑨	緊急ほう酸注入弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑩	1次系純水補給ライン流量制御弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑪	A-1次系補給水ポンプ	起動→停止	中央制御室	操作器操作	うち1台使用 交流電源
⑫	B-1次系補給水ポンプ	起動→停止	中央制御室	操作器操作	

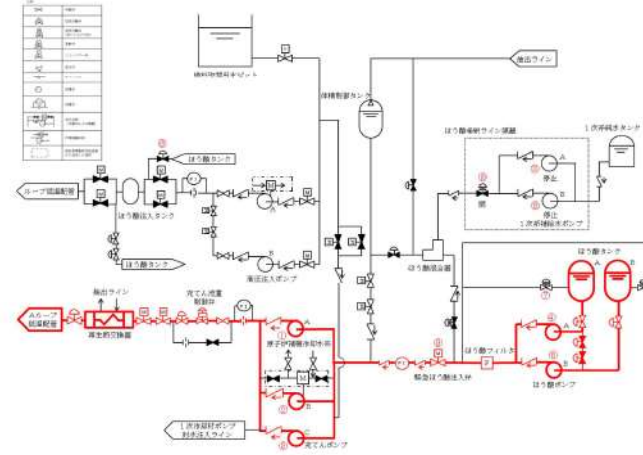
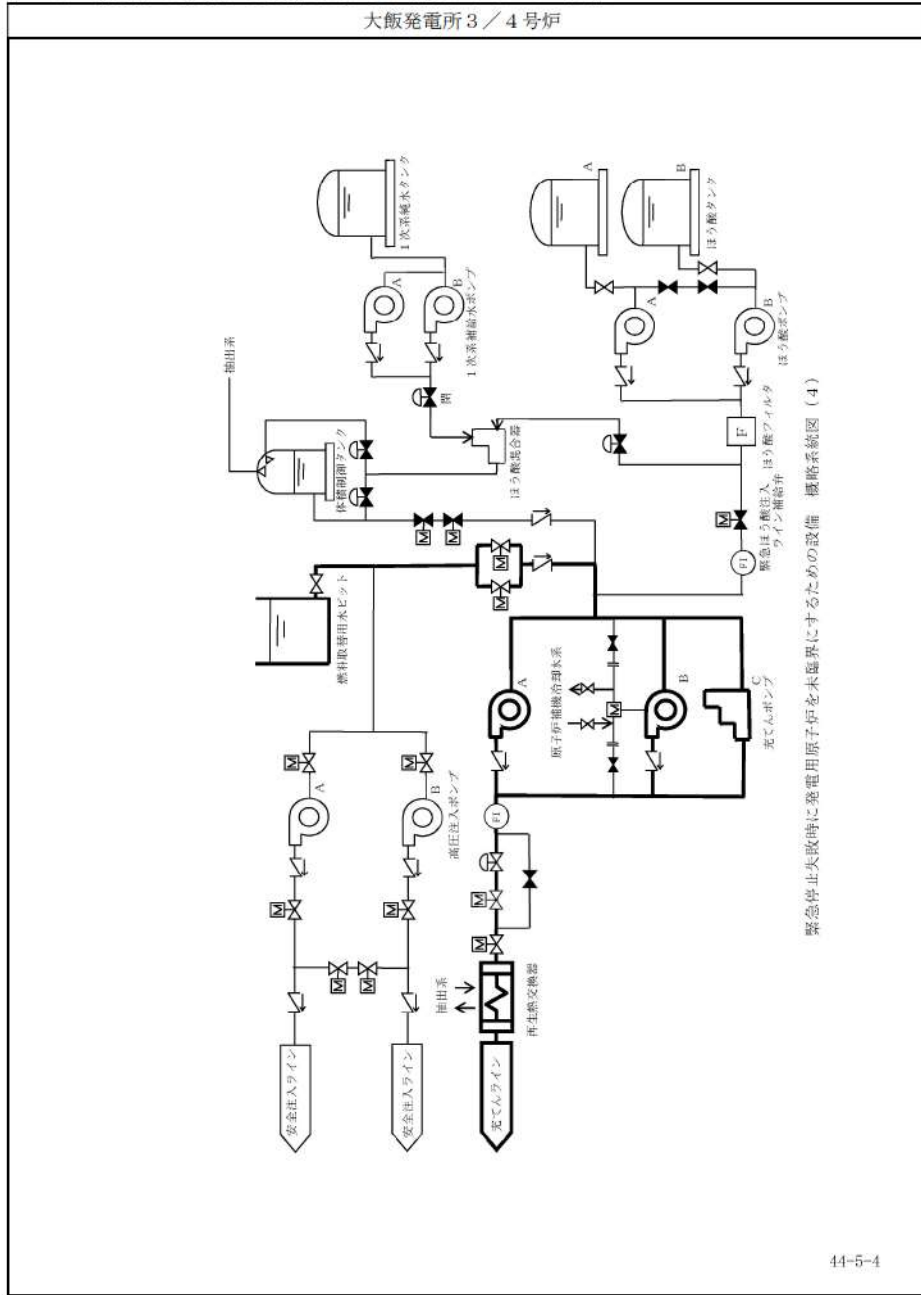


図44-4-5 ほう酸水注入 (1)

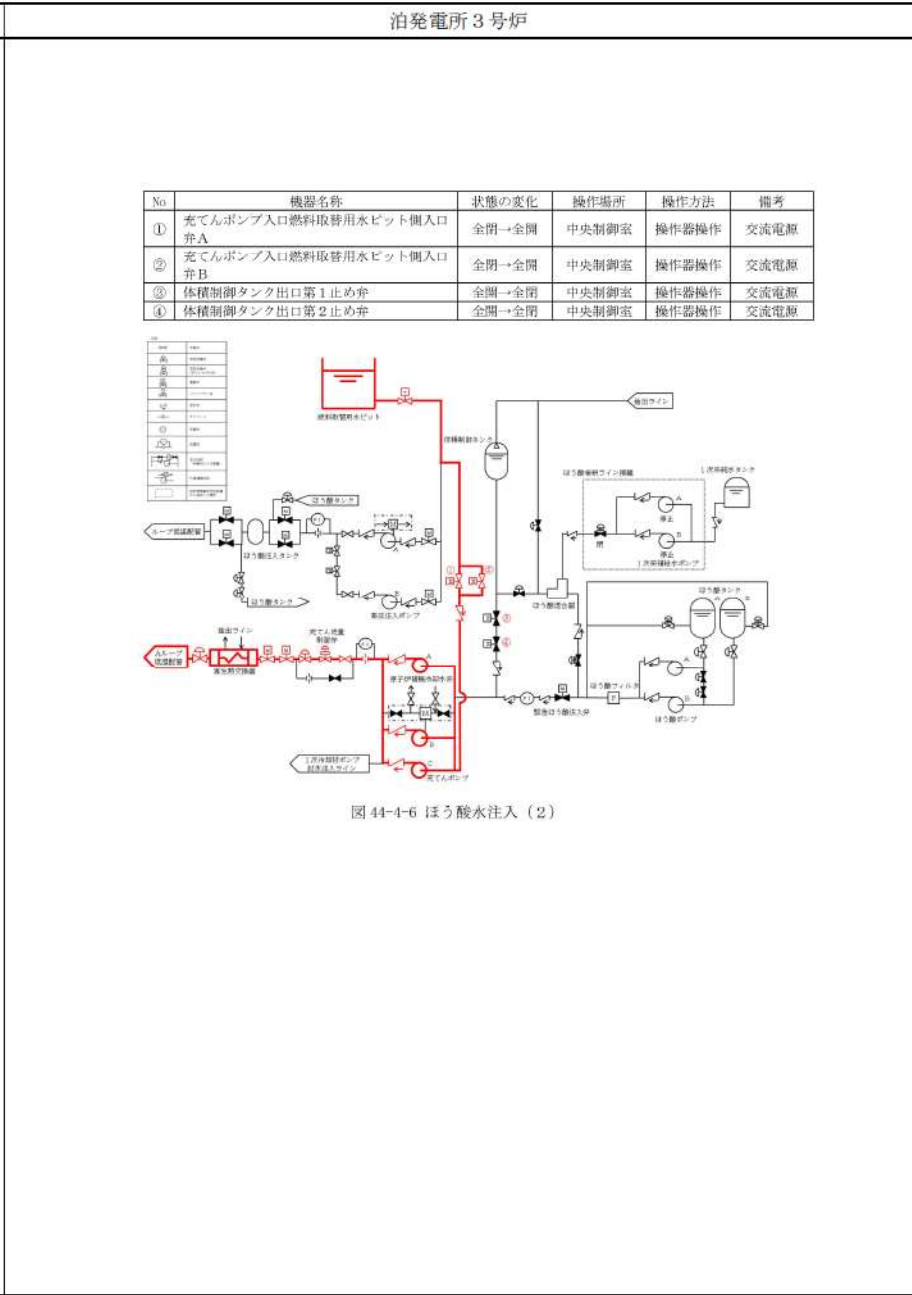
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備



44-5-4

泊発電所3号炉



No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	充てんポンプ入口燃料取替用水ヒット側入口弁A	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
②	充てんポンプ入口燃料取替用水ヒット側入口弁B	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
③	体積制御タンク出口第1止め弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源
④	体積制御タンク出口第2止め弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源

相違理由

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4.4-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p style="text-align: right;">容-1(1/8)</p> <table border="1" data-bbox="1182 276 1883 451"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td colspan="2">補助給水ピット</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/個</td> <td>□以上(660)</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は公称値を示す。</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備と兼用及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 設計基準対象施設の補助給水ピットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-3「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（蒸気タービン）」による。 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する補助給水ピットは、以下の機能を有する。 <p>補助給水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>			変更前	変更後	名称		補助給水ピット		容量	m ³ /個	□以上(660)	変更なし	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	65	
		変更前	変更後																	
名称		補助給水ピット																		
容量	m ³ /個	□以上(660)	変更なし																	
最高使用圧力	MPa	大気圧																		
最高使用温度	℃	65																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(2/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護盤又は原子炉トリップ遮断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の原子炉出力抑制（自動）として、ATWS緩和設備は、補助給水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプを自動起動させ、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により1次冷却系統の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする。</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動作動しなかった場合の原子炉出力抑制（手動）として、中央制御室での操作により、手動で主蒸気隔離弁を閉止することで原子炉出力を抑制するとともに、補助給水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプを手動で起動し、補助給水を確保することで蒸気発生器水位の低下を抑制し、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により1次冷却系統の過圧を防止できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水するため、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作、専用の注油器によるタービン動補助給水ポンプ軸受への潤滑油供給及び人力によるタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に1次冷却系統の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>全交流動力電源が喪失した場合を想定した蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水するため、代替非常用発電機より給電することで機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に1次冷却系統の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、加圧器逃がし弁の故障により1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側での炉心冷却により1次冷却系統を減圧できる設計とする。</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器に注水するため、現場での人力による専用工具を用いたタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作、専用の注油器によるタービン動補助給水ポンプ軸受への潤滑油供給及び人力によるタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とする。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプは、蒸気発生器に注水するため、代替非常用発電機より給電することで機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(4/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>補助給水ビットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ビットを水源とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計とする。</p> <p>運転中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、全交流動力電源が喪失した場合の蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ビットを水源とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を現場で人力により開操作することで蒸気発生器2次側による炉心冷却ができる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(5/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。</p> <p>系統構成は、原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した蒸気発生器2次側による炉心冷却として、補助給水ピットを水源とした電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第63条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、熔融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、熔融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(6/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>補助給水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水の水源として、代替水源である給水設備の補助給水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する補助給水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>補助給水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-1(7/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>補助給水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である給水設備の補助給水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> <p>補助給水ピットは、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-1(8/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 容量 補助給水ピットを重大事故等時においてタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水時に水源として使用する場合は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給開始まで蒸気発生器に給水が可能な容量 <input type="text"/> m³が確認されている。 以上より、補助給水ピットを重大事故等時使用する場合は、<input type="text"/> m³/個以上とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 <input type="text"/> m³/個を上回る660m³/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用する補助給水ピットの最高使用圧力は、補助給水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>補助給水ピットを重大事故等時において使用する場合は、補助給水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用する補助給水ピットの最高使用温度は、補助給水ピットの運転温度が40℃以下となるため、これを上回る標準的な温度として65℃とする。</p> <p>補助給水ピットを重大事故等時において使用する場合は、補助給水ピットの運転温度が40℃以下となるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、40℃を上回る65℃とする。</p> <p>(注1) 補助給水ピットの有効水量</p> </div> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p style="text-align: center;">容-2(1/8)</p> <table border="1" data-bbox="1182 308 1883 480"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td colspan="2">燃料取替用水ビット</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/個</td> <td>□以上(2,000)</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は公称値を示す。</p> <p>計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設 <p>設計基準対象施設の燃料取替用水ビットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統設備）」による。</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ビットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消火要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレイすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気水を水滴で覆い消火を行うために設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ビットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ビットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>			変更前	変更後	名称		燃料取替用水ビット		容量	m ³ /個	□以上(2,000)	変更なし	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	95	
		変更前	変更後																	
名称		燃料取替用水ビット																		
容量	m ³ /個	□以上(2,000)	変更なし																	
最高使用圧力	MPa	大気圧																		
最高使用温度	℃	95																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(2/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプ水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とする充てんポンプは、化学体積制御系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(4/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(5/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ビットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ビットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(6/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(7/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ビットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同仕様で設計し、以上とする。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合の容量は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 $\square \text{ m}^3$ (注1) が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合の容量は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 $\square \text{ m}^3$ (注1) が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合の容量は、$\square \text{ m}^3$/個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 $\square \text{ m}^3$/個を上回る$2,000 \text{ m}^3$/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30℃であるため、これを上回る温度として95℃とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30℃であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30℃を上回る95℃とする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ピットの有効水量</p> </div> <p style="text-align: center;">\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p style="text-align: center;">緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の設定値根拠</p> <table border="1" data-bbox="1187 347 1832 635"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>蒸気発生器水位低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的 / 機能</td> <td>原子炉トリップ失敗時に蒸気発生器の水位が異常に低下した場合には、原子炉を安全に停止するため、2ループ以上の蒸気発生器の水位低の信号で補助給水ポンプを起動させ、タービントリップさせるとともに、主蒸気ライン隔離を行う。</td> </tr> <tr> <td>設定値</td> <td>計器スパンの7%以上、かつ、11%以下 (計器スパンの9% ± 2%以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 セット値は、設計基準事故対処設備の「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ（13%）の信号発信が最も遅れるように計装誤差を負側に考慮して（-2%）、かつ、本信号の発信が最も早まるように計装誤差を正側に考慮し（+2%）、前述の原子炉トリップ信号が作動した時に本設備の不必要な動作を防止するよう9%に設定する。 設定値は、セット値から計装誤差である2%を差し引いても確実に作動する7%以上、かつ、セット値に計装誤差である2%を加算しても本設備の不必要な動作を防止できる11%以下とする。</p> 	名称	蒸気発生器水位低	目的 / 機能	原子炉トリップ失敗時に蒸気発生器の水位が異常に低下した場合には、原子炉を安全に停止するため、2ループ以上の蒸気発生器の水位低の信号で補助給水ポンプを起動させ、タービントリップさせるとともに、主蒸気ライン隔離を行う。	設定値	計器スパンの7%以上、かつ、11%以下 (計器スパンの9% ± 2%以内)	
名称	蒸気発生器水位低							
目的 / 機能	原子炉トリップ失敗時に蒸気発生器の水位が異常に低下した場合には、原子炉を安全に停止するため、2ループ以上の蒸気発生器の水位低の信号で補助給水ポンプを起動させ、タービントリップさせるとともに、主蒸気ライン隔離を行う。							
設定値	計器スパンの7%以上、かつ、11%以下 (計器スパンの9% ± 2%以内)							

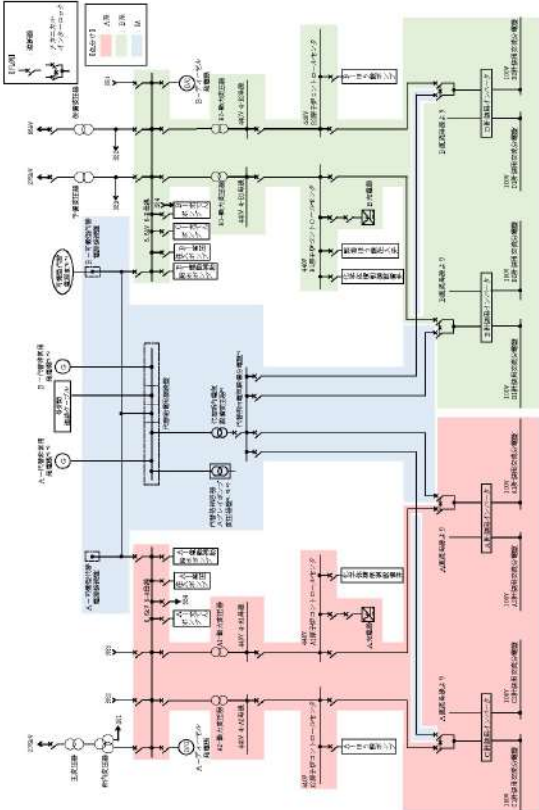
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

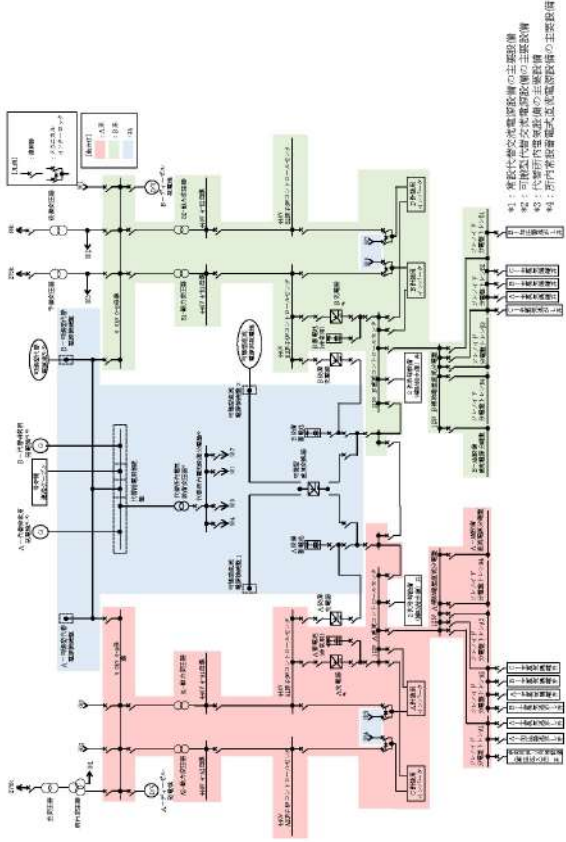
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>44-6 単線結線図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p style="text-align: right;">*1: 発電用原子炉設備の主要設備 *2: 可搬型代替交流電源設備の主要設備 *3: 代替所内電源設備の主要設備</p> <p style="text-align: center;">図 4-6-1 交流電源系統結線図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>図 4-6-2 直流電源系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-6(2) ATWS緩和設備について</p> <div data-bbox="159 839 981 927" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>44-5(2) 多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)について</p> <p>伊方の設置許可SA44条まとめ資料より参考掲載</p> </div>	<p>44-7 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)について</p>	<p>■資料番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違(共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備))</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。(伊方同様) 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉を緊急に停止することができない事象（ATWS）が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために必要な設備について説明する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>原子炉を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、自動的にタービントリップ及び主蒸気隔離させることにより1次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させるとともに、補助給水ポンプを自動起動し、蒸気発生器2次側保有水量の減少を抑制し、低下した原子炉出力に相当する発生熱を蒸気発生器を介して除去することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持し、炉心の著しい損傷を防止するための設備（以下、ATWS緩和設備）を設置する。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. ATWS緩和設備の設計方針</p> <p>ATWS緩和設備の設計方針を以下に示す。自動作動設備について主要設備の構成を5章に示す。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉を緊急に停止することができない事象（ATWS）が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために必要な設備について説明する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>原子炉を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、自動的にタービントリップ及び主蒸気ライン隔離させることにより1次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させるとともに、補助給水ポンプを自動起動し、蒸気発生器2次側保有水量の減少を抑制し、低下した原子炉出力に相当する発生熱を蒸気発生器を介して除去することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持し、炉心の著しい損傷を防止するための設備（以下、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備））を設置する。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. 共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）の設計方針</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）の設計方針を以下に示す。また、主要設備の構成を5章に示す。</p>	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既許可を踏襲し、泊は（法令引用箇所を除き）読点を「,」としている。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離
<p>多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）の設計方針を以下に示す。また、主要設備の構成を5章に示す。</p> <p style="text-align: right;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p>		<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、名称に「自動」の意味を含むため、「自動作動設備」との読み替えは不要。（伊方同様）
<p>(1)環境条件</p> <p>ATWS緩和設備は、想定する重大事故（ATWS）が発生した場合における環境条件下において、必要な機能を果たすことができる設計とする。</p> <p>自動作動設備については、具体的には以下の条件で所定の機能を維持する設計とする。</p>	<p>(1)環境条件</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、想定する重大事故（ATWS）が発生した場合における環境条件下において、必要な機能を果たすことができる設計とする。</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）については、具体的には以下の条件で所定の機能を維持する設計とする。</p>	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、名称に「自動」の意味を含むため、「自動作動設備」との読み替えは不要。（伊方同様）
<p>多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）については、具体的には以下の条件で所定の機能を維持する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p>		
<p>温度：0～50℃ 圧力：大気圧</p>	<p>温度：0～50℃ 圧力：大気圧</p>	
<p>(2)操作性</p>	<p>(2)操作性</p>	

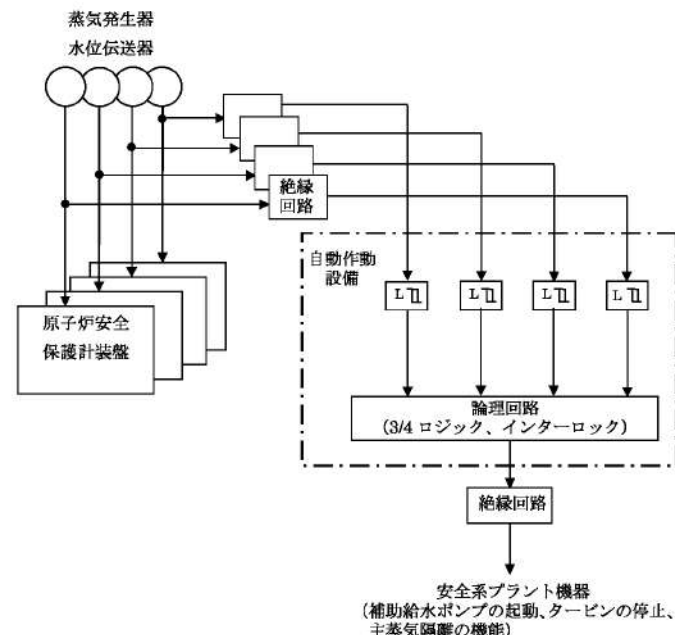
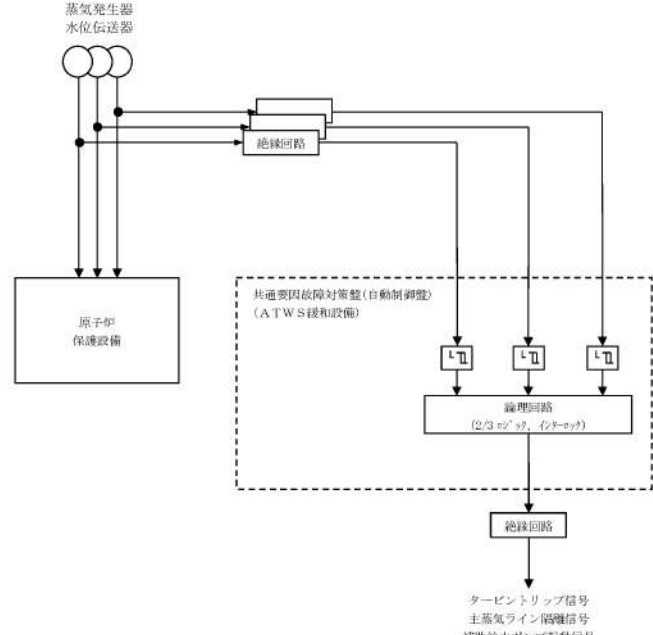
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ATWS緩和設備は、必要な信号を自動的に発信する設計としており、操作性に関する設計上の考慮は不要である。</p> <p>(3)悪影響防止 ATWS緩和設備の自動作動機能は、万が一故障が生じても、設計基準事故対処設備の安全保護系に悪影響を与えないように、安全保護系とは電氣的に分離を図る設計とする。</p> <p>(4)耐震性 ATWS緩和設備は、耐震Sクラスの耐震性を有する設計とする。</p> <p>(5)耐津波性 ATWS緩和設備は、津波の影響を受けない場所に設置するものとする。</p> <p>(6)多様性 ATWS緩和設備は、検出器信号の出力から自動作動信号の出力までを原子炉停止機能を有する安全保護系とは独立した回路で実現することにより、原子炉停止機能を有する安全保護系とは多様性を有する設計とする。</p> <p>4. 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備 化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。 化学体積制御設備のほう酸ポンプ及び充てんポンプを必要に応じて、手動起動し、ほう酸タンクのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備の充てんポンプを中央制御室の操作スイッチにより手動起動し、非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、耐震Sクラスの耐震性を有するものとし、また、津波の影響を受けない場所への配置とする。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、通常時、設計基準事故時及び重大事故時において、使用するもの同一の機能、系統構成であり、他の設備に対して悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)は、必要な信号を自動的に発信する設計としており、操作性に関する設計上の考慮は不要である。</p> <p>(3)悪影響防止 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)の自動作動機能は、万が一故障が生じても、設計基準事故対処設備の安全保護系に悪影響を与えないように、安全保護系とは電氣的に分離を図る設計とする。</p> <p>(4)耐震性 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)は、耐震Sクラスの耐震性を有する設計とする。</p> <p>(5)耐津波性 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)は、津波の影響を受けない場所に設置するものとする。</p> <p>(6)多様性 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)は、検出器信号の出力から自動作動信号の出力までを原子炉停止機能を有する安全保護系とは独立した回路で実現することにより、原子炉停止機能を有する安全保護系とは多様性を有する設計とする。</p> <p>4. 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備 化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。 化学体積制御設備のほう酸ポンプ及び充てんポンプを必要に応じて、手動起動し、ほう酸タンクのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備の充てんポンプを中央制御室の操作スイッチにより手動起動し、非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、耐震Sクラスの耐震性を有するものとし、また、津波の影響を受けない場所への配置とする。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、通常時、設計基準事故時及び重大事故時において、使用するもの同一の機能、系統構成であり、他の設備に対して悪影響を及ぼすことはない。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. ATWS緩和設備の構成</p> <p>タービントリップ、主蒸気隔離、補助給水ポンプ起動の自動作動について、主要な設備構成を図1に示す。</p>  <p>図1 ATWS 緩和設備の構成</p>	<p>5. 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)の構成</p> <p>タービントリップ、主蒸気ライン隔離、補助給水ポンプ起動の自動作動について、主要な設備構成を図1に示す。</p>  <p>図1 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)の構成</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ■名称の相違 ・主蒸気ライン隔離 ■設備の相違 ・泊(3ループ)と大阪(4ループ)にてループ数が異なるが、「蒸気発生器水位低」信号にてATWS緩和設備を作動する構成は同様。(伊方同様)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p>		

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-6(3) ATWS緩和設備に関する健全性について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>44-5(3) 多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)に関する健全性について</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p> </div>	<p>44-8 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)に関する健全性について</p>	<p>■資料番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以降、同様の相違と相違理由欄の記載を省略する。 ■名称の相違(共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)) ・泊は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。(伊方同様) ・以降、同様の相違と相違理由欄の記載を省略する。

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 設計方針</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>ATWS緩和設備は、「運転時の異常な過渡変化」時に原子炉トリップに失敗し制御棒が緊急挿入できない事象（以下、ATWSという。）が発生した場合に、炉心の著しい損傷を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保することを目的とする。</p> <p>(2) ATWSの発生要因</p> <p>ATWSの発生要因としては、安全保護系における以下の共通要因故障の想定および、以下理由により、原子炉トリップ信号が発信しても原子炉トリップしゃ断器の開放に失敗し、制御棒落下機能が喪失することを想定する。</p> <p>①デジタル安全保護系の機能喪失</p> <p>②原子炉トリップしゃ断器開失敗による制御棒落下機能喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップしゃ断器は多重性・独立性を有した設計としているが、機械的な要因により動作不良が発生する可能性は否定できない。 海外で原子炉トリップしゃ断器の不具合によりATWSが発生した事例がある。 <p>(3) ATWS緩和設備に要求される機能</p> <p>ATWS緩和設備には、①原子炉出力を抑制する、②1次系の過圧を防止することが求められており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の第44条2(2)a)に従い、以下の機能を設けている。</p> <p>①原子炉出力の抑制</p>	<p>1. 設計方針</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、「運転時の異常な過渡変化」時に原子炉トリップに失敗し制御棒が緊急挿入できない事象（以下、ATWSという。）が発生した場合に、炉心の著しい損傷を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保することを目的とする。</p> <p>(2) ATWSの発生要因</p> <p>ATWSの発生要因としては、安全保護系における以下の共通要因故障の想定及び、以下理由により、原子炉トリップ信号が発信しても原子炉トリップ遮断器の開放に失敗し、制御棒落下機能が喪失することを想定する。</p> <p>①原子炉安全保護盤の機能喪失</p> <p>②原子炉トリップ遮断器開失敗による制御棒落下機能喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ遮断器は多重性・独立性を有した設計としているが、機械的な要因により動作不良が発生する可能性は否定できない。 海外で原子炉トリップ遮断器の不具合によりATWSが発生した事例がある。 <p>(3) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)に要求される機能</p> <p>ATWS緩和設備には、①原子炉出力を抑制する、②1次系の過圧を防止することが求められており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の第44条2(2)a)に従い、以下の機能を設けている。</p> <p>①原子炉出力の抑制</p>	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 既許可を踏襲し、泊は(法令引用箇所を除き)読点を「。」としている。 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■記載表現の相違 (及び)</p> <ul style="list-style-type: none"> 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ遮断器 <p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全保護系のうちデジタル計算機の範囲が、泊(原子炉安全保護盤、工学的安全施設作動盤、安全系現地制御監視盤)と大飯(原子炉安全保護計装盤)とで異なる。 ここで、ATWSの発生に至る制御盤の機能喪失は、技術的能力1.1に記載のとおり、原子炉トリップに係るロジック機能を有する盤(泊:原子炉安全保護盤、大飯:原子炉安全保護計装盤)のみに想定している。 大飯はデジタル計算機の範囲と原子炉トリップロジック機能を有する盤の範囲とが一致しているが、泊は異なるため、原子炉トリップに係る機能を有する盤の名称(原子炉安全保護盤)を直接記載している。

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タービントリップをさせることにより1次系から2次系への除熱を過渡的に悪化させ、1次冷却材温度を上昇させることで減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させる。</p> <p>さらに、本機能を強化するため、主蒸気隔離弁も閉止させる。</p> <p>②1次系の過圧防止</p> <p>低下した原子炉出力に相当する発生熱を、蒸気発生器（以下、SGという。）を介して除去する必要がある、SG2次側保有水量の減少を抑制することを目的に、補助給水ポンプを起動させる。</p> <p>(4) ATWS緩和設備の作動ロジック</p> <p>ATWS発生時は原子炉トリップ不能であるため、1次系原子炉出力は比較的高い状態を維持するものの、SG2次側保有水量が十分に確保されている限り、1次系から2次系への除熱がバランスする状態で過渡変化は収束する。</p> <p>一方、SG2次側保有水量が確保できない事象発生時に原子炉トリップが失敗した場合、SG水位の低下に伴い、SGを介した1次系から2次系への除熱が急激に悪化するため、1次系が過度に過熱されることとなる。</p> <p>この場合は、SGの水位が低下するため、ATWS緩和設備の作動信号として「蒸気発生器水位低」を選定する。</p> <p>具体的には、ATWS緩和設備の作動ロジックとしては、「蒸気発生器水位低」信号の全ループの一致（4/4ロジック（1ch/SG））となるが、運転中の検出器の故障による不動作を考慮して3/4ロジックとしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）の作動ロジックとしては、「蒸気発生器水位低」信号の全ループの一致（3/3ロジック（1ch/SG））となるが、運転中の検出器の故障による不動作を考慮して2/3ロジックとする。 伊方の設置許可 SA44条まとめ資料より参考掲載</p> </div> <p>ATWS緩和設備は、設計基準事故対処設備の不動作時に期待される機能であり、ATWS緩和設備の不必要な作動を防止する観点から、正常に原子炉トリップしている場合は主蒸気隔離信号とタービントリップ信号の発信を阻止し、また、正常に補助給水ポンプが起動している場合は補助給水起動信号の発信を阻止することとする。</p> <p>(5) ATWS緩和設備の不具合による安全保護系への影響防止対策</p> <p>ATWS緩和設備（安全保護アナログ盤を含む。以下同じ。）の故障による安全保護系</p>	<p>タービントリップをさせることにより1次系から2次系への除熱を過渡的に悪化させ、1次冷却材温度を上昇させることで減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させる。</p> <p>さらに、本機能を強化するため、主蒸気隔離弁も閉止させる。</p> <p>②1次系の過圧防止</p> <p>低下した原子炉出力に相当する発生熱を、蒸気発生器（以下、SGという。）を介して除去する必要がある、SG2次側保有水量の減少を抑制することを目的に、補助給水ポンプを起動させる。</p> <p>(4) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の作動ロジック</p> <p>ATWS発生時は原子炉トリップ不能であるため、1次系原子炉出力は比較的高い状態を維持するものの、SG2次側保有水量が十分に確保されている限り、1次系から2次系への除熱がバランスする状態で過渡変化は収束する。</p> <p>一方、SG2次側保有水量が確保できない事象発生時に原子炉トリップが失敗した場合、SG水位の低下に伴い、SGを介した1次系から2次系への除熱が急激に悪化するため、1次系が過度に過熱されることとなる。</p> <p>この場合は、SGの水位が低下するため、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の作動信号として「蒸気発生器水位低」を選定する。</p> <p>具体的には、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の作動ロジックとしては、「蒸気発生器水位低」信号の全ループの一致（3/3ロジック（1ch/SG））となるが、運転中の検出器の故障による不動作を考慮して2/3ロジックとしている。</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、設計基準事故対処設備の不動作時に期待される機能であり、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の不必要な作動を防止する観点から、正常に原子炉トリップしている場合は主蒸気ライン隔離信号とタービントリップ信号の発信を阻止し、また、正常に補助給水ポンプが起動している場合は補助給水ポンプ起動信号の発信を阻止することとする。</p> <p>(5) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の不具合による安全保護系への影響防止対策</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の故障による安全保護系の誤動作</p>	<p>相違理由</p> <p>■①設備の相違(ループ数、伊方同線)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊(3ループ)と大阪(4ループ)にてループ数が異なるが、「蒸気発生器水位低」信号にてATWS緩和設備を作動する構成は同様。(伊方同線) ・以降、同様の相違は「■①設備の相違(ループ数、伊方同線)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。 <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動信号 <p>■②記載表現の相違(ATWS緩和設備)</p>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>の誤動作を防止するため、以下の対策を設計上考慮している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)故障による安全保護系の誤動作を防止するため、以下の対策を考慮した設計としている。</p> <p style="text-align: center;">伊方の設置許可 SA44条まとめ資料より参考掲載</p> </div> <p>a. ATWS緩和設備の内部構成を多重化し、単一故障により誤動作しない設計としている。</p> <p>b. 本設備は作動信号を発信する際に出力を出す設計をしており、駆動源である電源の喪失が生じた場合に誤信号を発信しない。なお、本設備が電源喪失した場合は中央制御室に警報を発信することから、故障を早期に把握し、復旧対応を行うことが可能である。</p> <p>c. ATWS緩和設備は安全保護系からSG水位等の信号を取り込み、作動信号を安全保護系に出力しているが、安全保護系に対して電気的、物理的分離を図ることにより、不具合の波及を防止する設計とする。</p> <p>(6) ATWS緩和設備の信頼性評価</p> <p>ATWS緩和設備(安全保護アナログ盤を含む。以下同じ。)の信頼性評価結果として、プラント稼動性に影響を与えるような誤動作率、および不動作となる発生頻度を表1に示す。表1より、本設備の誤動作によりプラント外乱が発生する頻度は、PRAにおける過渡事象の発生頻度である1.1×10^{-1}/炉年に比べ十分小さく、また、不動作の発生頻度も十分に小さいことから、高い信頼性を有している。</p> <p>なお、誤動作率、不動作の発生頻度の評価の詳細は、表1に示す。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>表1 ATWS緩和設備の信頼性評価結果</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ATWS緩和設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誤動作率</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>不動作の発生頻度</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※1: 主蒸気隔離、タービントリップ、原子炉トリップ、主給水隔離のいずれかが誤動作する頻度</p> <p>※2: ATWSが発生し、且つATWS緩和機能が不動作である事象が発生する頻度</p>		ATWS緩和設備	誤動作率		不動作の発生頻度		<p>を防止するため、以下の対策を設計上考慮している。</p> <p>a. 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の内部構成を多重化し、単一故障により誤動作しない設計としている。</p> <p>b. 本設備は作動信号を発信する際に出力を出す設計をしており、駆動源である電源の喪失が生じた場合に誤信号を発信しない。なお、本設備が電源喪失した場合は中央制御室に警報を発信することから、故障を早期に把握し、復旧対応を行うことが可能である。</p> <p>c. 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は安全保護系からSG水位等の信号を取り込み、作動信号を安全保護系に出力しているが、安全保護系に対して電気的、物理的分離を図ることにより、不具合の波及を防止する設計とする。</p> <p>(6) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)の信頼性評価</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の信頼性評価結果として、プラント稼動性に影響を与えるような誤動作率、及び不動作となる発生頻度を表1に示す。表1より、本設備の誤動作によりプラント外乱が発生する頻度は、PRAにおける過渡事象の発生頻度である1.1×10^{-1}/炉年に比べ十分小さく、また、不動作の発生頻度も十分に小さいことから、高い信頼性を有している。</p> <p>なお、誤動作率、不動作の発生頻度の評価の詳細は、表1に示す。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>表1 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の信頼性評価結果</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誤動作率</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>不動作の発生頻度</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※1: 主蒸気ライン隔離、タービントリップ、原子炉トリップ、主給水隔離のいずれかが誤動作する頻度</p> <p>※2: ATWSが発生し、かつATWS緩和機能が不動作である事象が発生する頻度</p>		共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)	誤動作率		不動作の発生頻度		<p>伊方同様</p> <p>・泊よ、設備名称から「共通要因故障対策盤(自動制御盤)」（大飯の安全保護アナログ盤と同様の機能）を含むことが自明のため、「(共通要因故障対策盤(自動制御盤)を含む)は記載しない。(伊方同様)</p> <p>・以降、同様の相違は「②記載表現の相違(ATWS緩和設備、伊方同様)」のみ記載し、相違理由の記載を省略する。</p> <p style="color: green;">■②記載表現の相違(ATWS緩和設備、伊方同様)</p> <p style="color: red;">■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 100px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p>・以降、同様の相違は「■③設備の相違(信頼性評価結果)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。</p>
	ATWS緩和設備													
誤動作率														
不動作の発生頻度														
	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)													
誤動作率														
不動作の発生頻度														

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) ATWS緩和設備が作動する事象及び設備作動時のプラント挙動</p> <p>表2に、添付十で想定されている「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合のプラント挙動、ATWS緩和設備に期待する機能、ATWS緩和設備作動に伴って期待する機能以外が作動することによる事象への影響及び長期的な運転員操作を整理した。</p> <p>表2に示すとおり、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」において、ATWSが発生した場合には、事象発生後の主蒸気流量と主給水流量のミスマッチに伴い、蒸気発生器水位が低下し、ATWS緩和設備が作動する。それに伴い①主蒸気隔離信号、②タービントリップ及び③補助給水ポンプ起動信号が発信する。ATWS緩和設備が作動する全事象において、③の機能は期待しているが、「主給水流量喪失」以外の事象は、①及び②の機能を期待していない。しかしながら、その機能の動作による影響は、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により出力を抑制する方向となるため、プラントへ悪影響を及ぼすものではない。</p> <p>また、上で挙げた以外の「運転時の異常な過渡変化」事象は、ATWS緩和設備が作動しない。これらの事象は、主給水流量が喪失していないため、蒸気発生器水位の低下に時間的余裕があり、また、ある出力状態でプラントはバランスするため、運転員による手動原子炉トリップ、補助給水ポンプ起動及びほう酸注入で対応が可能である。</p> <p>以上より、「運転時の異常な過渡変化」時においてATWSが発生した場合でも、ATWS緩和設備によりプラントに著しい影響を与えることにはならない。また、ATWS緩和設備が作動しない事象についても、運転員操作により、プラントに著しい影響を与えることにはならない。</p>	<p>(7) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)が作動する事象及び設備作動時のプラント挙動</p> <p>表2に、添付十で想定されている「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合のプラント挙動、ATWS緩和設備に期待する機能、ATWS緩和設備作動に伴って期待する機能以外が作動することによる事象への影響及び長期的な運転員操作を整理した。</p> <p>表2に示すとおり、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」において、ATWSが発生した場合には、事象発生後の主蒸気流量と主給水流量のミスマッチに伴い、蒸気発生器水位が低下し、ATWS緩和設備が作動する。それに伴い①主蒸気ライン隔離信号、②タービントリップ信号及び③補助給水ポンプ起動信号が発信する。ATWS緩和設備が作動する全事象において、③の機能は期待しているが、「主給水流量喪失」以外の事象は、①及び②の機能を期待していない。しかしながら、その機能の動作による影響は、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により出力を抑制する方向となるため、プラントへ悪影響を及ぼすものではない。</p> <p>また、上で挙げた以外の「運転時の異常な過渡変化」事象は、ATWS緩和設備が作動しない。これらの事象は、主給水流量が喪失していないため、蒸気発生器水位の低下に時間的余裕があり、また、ある出力状態でプラントはバランスするため、運転員による手動原子炉トリップ、補助給水ポンプ起動及びほう酸注入で対応が可能である。</p> <p>以上より、「運転時の異常な過渡変化」時においてATWSが発生した場合でも、ATWS緩和設備によりプラントに著しい影響を与えることにはならない。また、ATWS緩和設備が作動しない事象についても、運転員操作により、プラントに著しい影響を与えることにはならない。</p>	<p>■記載表現の相違</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・タービントリップ信号

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 「運転時の異常な過渡変化」におけるA.T.W.Sが発生した場合のプラントの挙動及びA.T.W.S緩和設備の影響について (1/3)

事象名	運転変化解析での原子炉トリップ番号	トリップ発生の運転時間	A.T.W.S発生時のプラント挙動	A.T.W.S緩和設備の作動する機能	A.T.W.S緩和設備の作動による影響	実際のプラントの挙動と異なる点
原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	出力減速中発生電源(定速)	約10.7秒後	<p><安全系統上の異常> 制御棒の引き抜き速度により出力が上昇するが、異常な事象であり、制御棒挿入は許容範囲に達しないため、出力が抑制される。出力が抑制される場合、出力(高負荷)の上昇に伴い、緊急停止放水ポンプが動作する。A.T.W.S緩和設備により、制御棒挿入が促進されることにより、緊急停止放水ポンプが動作し、出力が抑制されることである。制御棒の異常な引き抜きに伴い、出力が抑制されることである。</p> <p><制御棒の異常な引き抜き> 異常な原子炉の引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p> <p><安全系統上の異常> 制御棒の異常な引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p> <p><制御棒の異常な引き抜き> 異常な原子炉の引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p>	<p>①緊急停止放水ポンプ作動</p>	<p>①緊急停止放水ポンプ作動により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p>	<p>プラントの異常な挙動は発生しない。</p>
出力減速中の異常な引き抜き	運転変化ATWS(速い引き抜き)	約10.8秒後	<p><安全系統上の異常> 制御棒の異常な引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p> <p><制御棒の異常な引き抜き> 異常な原子炉の引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p>	—	—	<p>プラントの異常な挙動は発生しない。</p>
原子炉停止時の異常な挙動	原子炉停止時(制御棒異常)の出力低下	約70秒後	<p><安全系統上の異常> 制御棒の異常な引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p> <p><制御棒の異常な引き抜き> 異常な原子炉の引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p>	—	—	<p>プラントの異常な挙動は発生しない。</p>
原子炉停止時の異常な挙動	1次冷却回路異常	約1.6秒後	<p><安全系統上の異常> 制御棒の異常な引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p> <p><制御棒の異常な引き抜き> 異常な原子炉の引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p>	①緊急停止放水ポンプ作動	①緊急停止放水ポンプ作動により出力が抑制される。出力が抑制されることである。	<p>プラントの異常な挙動は発生しない。</p>

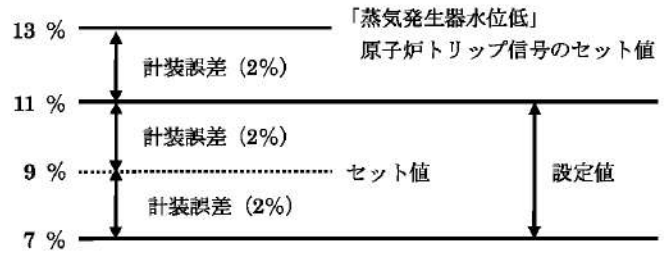
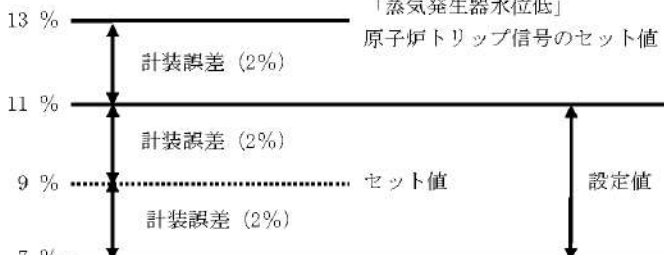
表2 「運転時の異常な過渡変化」におけるA.T.W.Sが発生した場合のプラントの挙動及びA.T.W.S緩和設備の影響について (1/3)

事象名	運転変化解析での原子炉トリップ番号	トリップ発生の運転時間	A.T.W.S発生時のプラント挙動	A.T.W.S緩和設備の作動する機能	A.T.W.S緩和設備の作動による影響	実際のプラントの挙動と異なる点
原子炉停止時の異常な挙動	出力減速中発生電源(定速)	約10.7秒後	<p><安全系統上の異常> 制御棒の異常な引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p> <p><制御棒の異常な引き抜き> 異常な原子炉の引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p>	①緊急停止放水ポンプ作動	①緊急停止放水ポンプ作動により出力が抑制される。出力が抑制されることである。	<p>プラントの異常な挙動は発生しない。</p>
出力減速中の異常な引き抜き	運転変化ATWS(速い引き抜き)	約10.8秒後	<p><安全系統上の異常> 制御棒の異常な引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p> <p><制御棒の異常な引き抜き> 異常な原子炉の引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p>	—	—	<p>プラントの異常な挙動は発生しない。</p>
原子炉停止時の異常な挙動	原子炉停止時(制御棒異常)の出力低下	約70秒後	<p><安全系統上の異常> 制御棒の異常な引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p> <p><制御棒の異常な引き抜き> 異常な原子炉の引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p>	—	—	<p>プラントの異常な挙動は発生しない。</p>
原子炉停止時の異常な挙動	1次冷却回路異常	約1.6秒後	<p><安全系統上の異常> 制御棒の異常な引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p> <p><制御棒の異常な引き抜き> 異常な原子炉の引き抜き速度により出力が抑制される。出力が抑制されることである。</p>	①緊急停止放水ポンプ作動	①緊急停止放水ポンプ作動により出力が抑制される。出力が抑制されることである。	<p>プラントの異常な挙動は発生しない。</p>

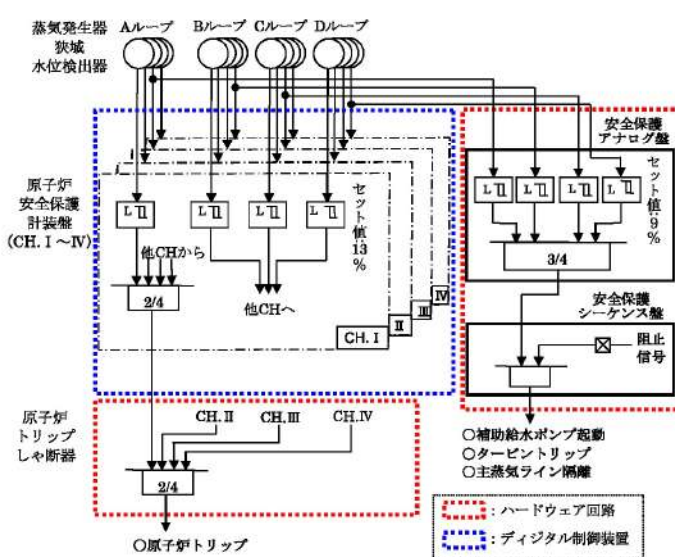
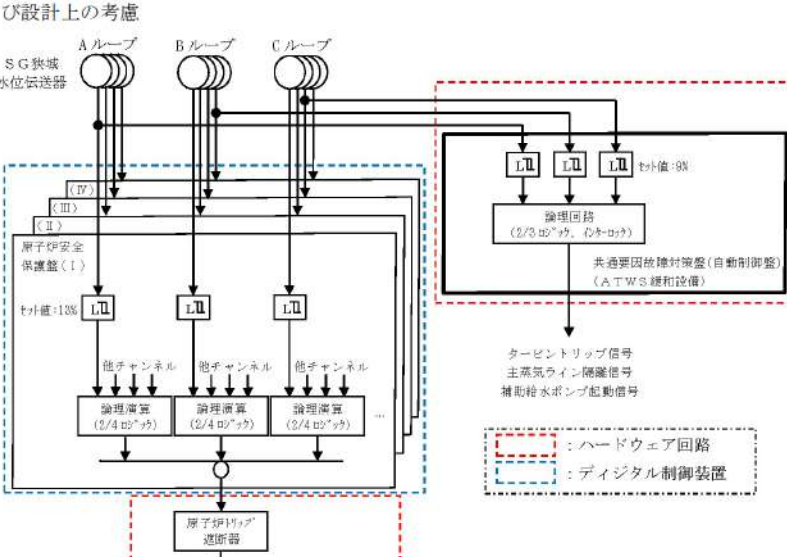
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

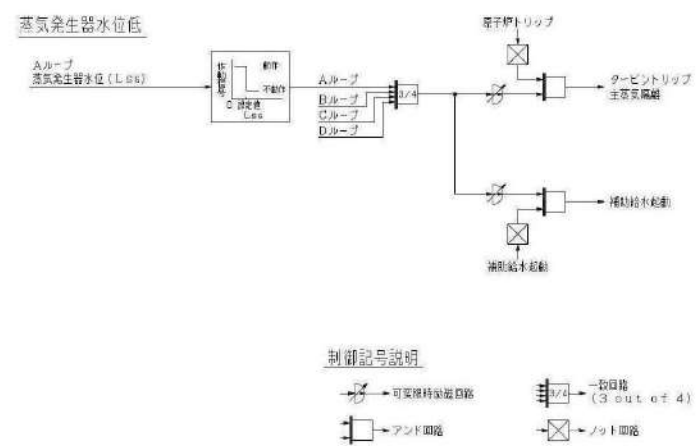
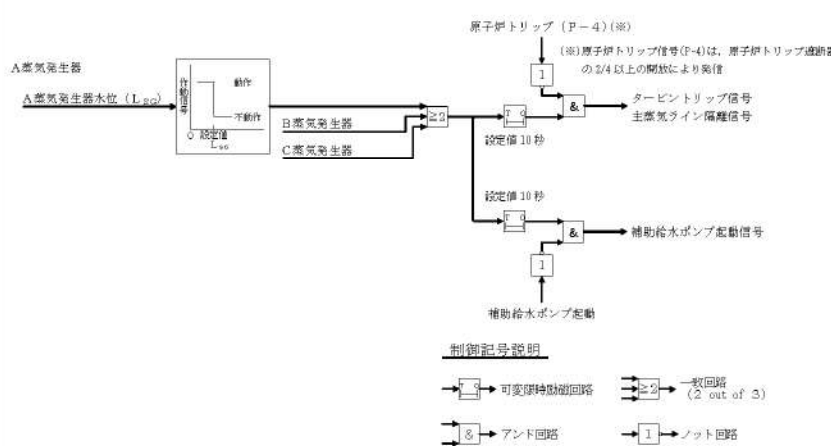
大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 設備概要</p> <p>(1) 機器仕様</p> <p>a. 概要</p> <p>個 数：1面/ユニット</p> <p>取付箇所：制御建屋 E.L.+21.8m</p> <p>設備概要：<u>ATWS緩和設備</u></p> <p>ATWS緩和設備は、原子炉停止機能喪失時に、原子炉出力を抑制するための設備の作動信号を、自動的に発信する設備である。ATWS緩和設備の機能は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①蒸気発生器水位低による主蒸気隔離 ②蒸気発生器水位低によるタービントリップ ③蒸気発生器水位低による補助給水起動 <p><u>安全保護アナログ盤</u></p> <p>また、ATWS緩和設備が設置される安全保護アナログ盤は、デジタル安全保護系の共通要因故障に対する多様性を備えたバックアップ機能として、上記以外にも以下を有している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④蒸気発生器水位低による原子炉トリップ ⑤蒸気発生器水位低による主給水隔離 ⑥蒸気発生器水位異常高による水位異常高警報発信 ⑦手動原子炉トリップ等の主要な手動操作器（従来のハード操作器） <p>b. ATWS緩和設備作動信号</p> <p>作動に要する信号：蒸気発生器水位低信号“3 out of 4”</p> <p>設定値：計器スパンの7%以上かつ11%以下（セット値：9%）</p> <p>作動信号（※）：①主蒸気隔離信号</p> <ol style="list-style-type: none"> ②タービントリップ信号 ③補助給水起動信号 <p>（※）有効性評価では、①主蒸気隔離信号および③補助給水起動信号による機器の動作を想定。</p> <p>作動信号を発信させない条件：正常に原子炉トリップしている場合、作動信号①、②の発信を阻止。タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプのいずれかが正常に起動している場合、作動信号③の発信を阻止。</p>	<p>2. 設備概要</p> <p>(1) 機器仕様</p> <p>a. 概要</p> <p>個 数：1面/ユニット</p> <p>取付箇所：原子炉補助建屋 T.P.17.8m</p> <p>設備概要：<u>ATWS緩和設備</u></p> <p><u>共通要因故障対策盤(自動制御盤)</u>(ATWS緩和設備)は、原子炉停止機能喪失時に、原子炉出力を抑制するための設備の作動信号を、自動的に発信する設備である。ATWS緩和設備の機能は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①蒸気発生器水位低による主蒸気ライン隔離 ②蒸気発生器水位低によるタービントリップ ③蒸気発生器水位低による補助給水ポンプ起動 <p><u>共通要因故障対策盤(自動制御盤)</u></p> <p>また、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、デジタル安全保護系の共通要因故障に対する多様性を備えたバックアップ機能として、上記以外にも以下を有している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④蒸気発生器水位低による原子炉トリップ ⑤蒸気発生器水位低による主給水隔離 ⑥蒸気発生器水位異常高による水位異常高警報発信 ⑦手動原子炉トリップ等の主要な手動操作器（従来のハード操作器） <p>b. <u>共通要因故障対策盤(自動制御盤)</u>(ATWS緩和設備)作動信号</p> <p>作動に要する信号：蒸気発生器水位低信号“2 out of 3”</p> <p>設定値：計器スパンの7%以上かつ11%以下（セット値：9%）</p> <p>作動信号（※）：①主蒸気ライン隔離信号</p> <ol style="list-style-type: none"> ②タービントリップ信号 ③補助給水ポンプ起動信号 <p>（※）有効性評価では、①主蒸気ライン隔離信号及び③補助給水ポンプ起動信号による機器の動作を想定。</p> <p>作動信号を発信させない条件：正常に原子炉トリップしている場合、作動信号①、②の発信を阻止。タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプのいずれかが正常に起動している場合、作動信号③の発信を阻止。</p>	<p>■建屋及び立地の相違</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通要因故障対策盤(自動制御盤) ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■記載表現の相違（デジタル）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「技術基準規則 第三十五条(安全保護装置 解除)」に基づき、「デジタル」と記載している。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■①設備の相違(ループ数、伊方同級)</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動信号 <p>■記載表現の相違（又は）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設定値根拠</p> <p>ATWS緩和設備から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%) および本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p>  <p>※セット値：実機の計装設備にセットする値。 計装誤差：検出器などの計器誤差に余裕を加算したもの。</p> <p>(3) 設備概要 a. 設置場所</p> <div data-bbox="168 885 974 1388" style="border: 1px solid black; height: 315px; width: 360px;"></div>	<p>(2) 設定値根拠</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%)及び本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p>  <p>※セット値：実機の計装設備にセットする値。 計装誤差：検出器などの計器誤差に余裕を加算したもの。</p> <p>(3) 設備概要 a. 設置場所</p> <div data-bbox="1019 885 1848 1388" style="border: 1px solid black; height: 315px; width: 370px;"></div>	<p>■ 建屋及び立地の相違</p>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>b. 回路構成</p> <p>(a) ATWS緩和設備・安全保護系設備の回路構成概略および設計上の考慮</p>  <p>設計上の考慮</p> <table border="1" data-bbox="224 869 896 1197"> <tr> <td>ATWS緩和設備</td> <td>設計上の考慮</td> </tr> <tr> <td>安全保護系設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計4台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した3/4ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 </td> </tr> <tr> <td>検出部</td> <td>蒸気発生器ごとに各4台(計16台)設置し、それぞれが独立した構成としている。</td> </tr> <tr> <td>信号処理・ロジック部</td> <td>4チャンネルで独立した構成としている。</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。</td> </tr> </table>	ATWS緩和設備	設計上の考慮	安全保護系設備	<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計4台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した3/4ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 	検出部	蒸気発生器ごとに各4台(計16台)設置し、それぞれが独立した構成としている。	信号処理・ロジック部	4チャンネルで独立した構成としている。	電源	各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。	<p>b. 回路構成</p> <p>(a) 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)・安全保護系設備の回路構成概略及び設計上の考慮</p>  <p>設計上の考慮</p> <table border="1" data-bbox="1030 869 1814 1197"> <tr> <td>共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)</td> <td>設計上の考慮</td> </tr> <tr> <td>安全保護系設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計3台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した2/3ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 </td> </tr> <tr> <td>検出部</td> <td>蒸気発生器ごとに各4台(計12台)設置し、それぞれが独立した構成としている。</td> </tr> <tr> <td>信号処理・ロジック部</td> <td>4チャンネルで独立した構成としている。</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。</td> </tr> </table>	共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)	設計上の考慮	安全保護系設備	<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計3台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した2/3ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 	検出部	蒸気発生器ごとに各4台(計12台)設置し、それぞれが独立した構成としている。	信号処理・ロジック部	4チャンネルで独立した構成としている。	電源	各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。	<p>相違理由</p> <p>■ ①設備の相違(ループ数、伊方同級)</p>
ATWS緩和設備	設計上の考慮																					
安全保護系設備	<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計4台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した3/4ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 																					
検出部	蒸気発生器ごとに各4台(計16台)設置し、それぞれが独立した構成としている。																					
信号処理・ロジック部	4チャンネルで独立した構成としている。																					
電源	各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。																					
共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)	設計上の考慮																					
安全保護系設備	<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計3台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した2/3ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 																					
検出部	蒸気発生器ごとに各4台(計12台)設置し、それぞれが独立した構成としている。																					
信号処理・ロジック部	4チャンネルで独立した構成としている。																					
電源	各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。																					

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>(b)原子炉出力を抑制する設備の作動信号の回路図</p>  <p>制御記号説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 可変遅延回路 アンド回路 1/4 (3 out of 4) ノット回路 <p><タイマー設定根拠></p> <p>本設備は、安全保護系が不動作時に期待される機能であるため、不要な動作を回避する観点から、作動信号の発信に対してタイマーを設置している。</p> <p>タイマーとしては、安全保護系の作動遅れに余裕を見込んで10秒に設定している。ここで、安全保護系の作動遅れとは、安全保護系により正常に原子炉トリップした場合にATWS緩和設備の動作が抑制されるまでの時間であり、安全保護系の信号遅れ、原子炉トリップ遮断器の開時間および原子炉トリップ信号(P-4)により、ATWS緩和設備の動作が抑制されるまでの信号遅れを想定した約2秒を考慮したものである。</p> <p>表3 ATWS緩和設備作動遅れ時間</p> <table border="1" data-bbox="168 1085 974 1220"> <thead> <tr> <th></th> <th>主蒸気隔離</th> <th>補助給水起動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信号遅れ</td> <td>2秒^{※1}</td> <td>2秒^{※1}</td> </tr> <tr> <td>ATWS緩和設備タイマー</td> <td>10秒^{※2}</td> <td>10秒^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 安全解析上の設計要求 ※2 ATWS緩和設備の設計要求</p>		主蒸気隔離	補助給水起動	信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}	ATWS緩和設備タイマー	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}	<p>(b)原子炉出力を抑制する設備の作動信号の回路図</p>  <p>制御記号説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 可変遅延回路 アンド回路 1/2 (2 out of 3) ノット回路 <p><タイマー設定根拠></p> <p>本設備は、安全保護系が不動作時に期待される機能であるため、不要な動作を回避する観点から、作動信号の発信に対してタイマーを設置している。</p> <p>タイマーとしては、安全保護系の作動遅れに余裕を見込んで10秒に設定している。ここで、安全保護系の作動遅れとは、安全保護系により正常に原子炉トリップした場合に共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の動作が抑制されるまでの時間であり、安全保護系の信号遅れ、原子炉トリップ遮断器の開時間及び原子炉トリップ信号(P-4)により、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の動作が抑制されるまでの信号遅れを想定した約2秒を考慮したものである。</p> <p>表3 ATWS緩和設備作動遅れ時間</p> <table border="1" data-bbox="1019 1085 1825 1220"> <thead> <tr> <th></th> <th>主蒸気ライン隔離</th> <th>補助給水ポンプ起動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信号遅れ</td> <td>2秒^{※1}</td> <td>2秒^{※1}</td> </tr> <tr> <td>ATWS緩和設備タイマー</td> <td>10秒^{※2}</td> <td>10秒^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 安全解析上の設計要求 ※2 ATWS緩和設備の設計要求</p>		主蒸気ライン隔離	補助給水ポンプ起動	信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}	ATWS緩和設備タイマー	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}	<p>■①設備の相違(ループ数、伊方同様)</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ遮断器
	主蒸気隔離	補助給水起動																		
信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}																		
ATWS緩和設備タイマー	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}																		
	主蒸気ライン隔離	補助給水ポンプ起動																		
信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}																		
ATWS緩和設備タイマー	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}																		

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 安全保護アナログ盤の機能</p> <p>(1) 安全保護アナログ盤の機能について</p> <p>デジタル安全保護系は、ソフトウェアの品質に対する考慮を満足させることにより、多重化された設備が共通の要因で同時に故障を生じる可能性は十分に小さいと考えるが、より一層の信頼性向上を目的として、大阪発電所3号及び4号炉では安全保護系にデジタル設備を適用するにあたり、安全機能を合理的にバックアップするハードウェアを用いた設備として、安全保護アナログ盤を設置している。</p> <p>また、ATWS緩和設備は、安全保護系と同時に安全機能が損なわれることがないように安全保護アナログ盤に設置している。</p> <p>(2) 安全保護アナログ盤の共通要因故障対策機能について</p> <p>a. 共通要因故障対策機能の設計方針</p> <p>安全保護アナログ盤には共通要因故障対策として、デジタル化された安全保護設備が全てフリーズし、安全保護機能の自動作動、手動操作、監視が全て不能となった状態において、「運転時の異常な過渡変化」又は「事故」が発生することを想定して、環境への大量の放射性物質の放出を防止することを目標とした機能を設置している。</p> <p>比較的発生頻度の高い事象（運転時の異常な過渡変化）に対しては、事象進展の防止を図り（異常な過渡変化の段階で事象進展を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷まで事象を進展させない）、また、発生頻度の低い事象（事故）に対しては炉心損傷を防止することにより、最終的な放射性物質の閉じ込めを行うこととしている。ただし、発生頻度の極めて小さい大中破断LOCAについては、共通要因故障との重ね合わせは対象外としている。（但し、放射性物質の放出防止のため、「閉じ込める」機能は設ける。）</p> <p>具体的には、起回事象の発生頻度と必要な安全機能（「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」）に事象進展速度を考慮して、デジタル安全保護系の共通要因故障が発生した場合にも深層防護の観点から適切な安全機能を確保できる必要最小限の対策を抽出し、それらの機能を有するデジタル安全保護系とは独立の設備（共通要因故障対策設備）を設置している。</p> <p>b. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能</p> <p>起回事象の発生頻度と「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の安全機能の観点から、運転時の異常な過渡変化又は事故と共通要因故障が重畳して発生する場合に、特に早期の作動を要する以下の機能について共通要因故障対策設備から自動起動させることとした。</p>	<p>3. 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の機能</p> <p>(1) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の機能について</p> <p>デジタル安全保護系は、ソフトウェアの品質に対する考慮を満足させることにより、多重化された設備が共通の要因で同時に故障を生じる可能性は十分に小さいと考えるが、より一層の信頼性向上を目的として、泊発電所3号炉では安全保護系にデジタル設備を適用するにあたり、安全機能を合理的にバックアップするハードウェアを用いた設備として、共通要因故障対策盤（自動制御盤）を設置している。</p> <p>また、ATWS緩和設備は、安全保護系と同時に安全機能が損なわれることがないように共通要因故障対策盤（自動制御盤）に設置している。</p> <p>(2) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の共通要因故障対策機能について</p> <p>a. 共通要因故障対策機能の設計方針</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）には共通要因故障対策として、デジタル化された安全保護設備が全てフリーズし、安全保護機能の自動作動、手動操作、監視が全て不能となった状態において、「運転時の異常な過渡変化」又は「事故」が発生することを想定して、環境への大量の放射性物質の放出を防止することを目標とした機能を設置している。</p> <p>比較的発生頻度の高い事象（運転時の異常な過渡変化）に対しては、事象進展の防止を図り（異常な過渡変化の段階で事象進展を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷まで事象を進展させない）、また、発生頻度の低い事象（事故）に対しては炉心損傷を防止することにより、最終的な放射性物質の閉じ込めを行うこととしている。ただし、発生頻度の極めて小さい大中破断LOCAについては、共通要因故障との重ね合わせは対象外としている。（但し、放射性物質の放出防止のため、「閉じ込める」機能は設ける。）</p> <p>具体的には、起回事象の発生頻度と必要な安全機能（「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」）に事象進展速度を考慮して、デジタル安全保護系の共通要因故障が発生した場合にも深層防護の観点から適切な安全機能を確保できる必要最小限の対策を抽出し、それらの機能を有するデジタル安全保護系とは独立の設備（共通要因故障対策設備）を設置している。</p> <p>b. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能</p> <p>起回事象の発生頻度と「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の安全機能の観点から、運転時の異常な過渡変化又は事故と共通要因故障が重畳して発生する場合に、特に早期の作動を要する以下の機能について共通要因故障対策設備から自動起動させることとした。</p>	<p>■申請プラントの相違</p>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【選定した自動起動が必要な機能】 原子炉トリップ、タービントリップ、主給水隔離、補助給水起動</p> <p>c. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能の作動信号 共通要因故障対策として自動起動させる各機能の作動信号を検討するにあたり、添付十の全事象を事象の進展（圧力の上昇等）の観点から以下のように分類した。</p> <p>◇1次系減圧事象：1次系弁の誤開または1次系の破損により、1次系が減圧する事象であり、1次系インベントリの減少により、炉心の健全性が悪化する。</p> <p>◇1次系加圧事象：出力上昇または2次側除熱異常により、1次系が加圧/加熱する事象であり、1次系圧力上昇、DNBRの観点で厳しい。</p> <p>◇2次冷却材喪失事象：2次系弁の誤開または2次系の破損により、1次系が冷却され反応度添加となる事象で、DNBR低下にはつながるものの、炉心健全性の観点では比較的問題は小さい。</p> <p>これらの3つの分類に対し、それぞれ以下の信号で事象を検知するとともに、自動停止（原子炉トリップ/タービントリップ）を行う。</p> <p>◎1次系減圧事象：「加圧器圧力低」 ◎1次系加圧事象：「加圧器圧力高」 ◎2次冷却材喪失事象：「蒸気発生器水位低」</p> <p>また、本信号で自動停止した場合に、主給水が継続して蒸気発生器が満水となると、事象判別が難しくなるため、同時に主給水隔離を行う。（例えば、主給水隔離が遅れて1次系が過冷却となり、加圧器圧力や加圧器水位が低下していくと、1次系の異常な減圧または原子炉冷却材喪失といった事象との判別が難しくなる。）</p> <p>さらに、自動停止後、高温停止状態を維持するには補助給水が必要となるため、安全保護系と同様に、「蒸気発生器水位低」信号により補助給水を自動起動する。</p> <p>なお、「蒸気発生器への過剰給水」については、上述の3つの分類に当てはまらないが、本事象に対しては「蒸気発生器水位異常高」警報を設けることにより事象を検知し、運転員による手動での原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離により事象収束を行うこととしている。</p> <p>以上を整理すると、共通要因故障対策としての安全保護アナログ盤の自動作動信号は下記の通りとなる。</p>	<p>【選定した自動起動が必要な機能】 原子炉トリップ、タービントリップ、主給水隔離、補助給水ポンプ起動</p> <p>c. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能の作動信号 共通要因故障対策として自動起動させる各機能の作動信号を検討するにあたり、添付十の全事象を事象の進展（圧力の上昇等）の観点から以下のように分類した。</p> <p>◇1次系減圧事象：1次系弁の誤開又は1次系の破損により、1次系が減圧する事象であり、1次系インベントリの減少により、炉心の健全性が悪化する。</p> <p>◇1次系加圧事象：出力上昇又は2次側除熱異常により、1次系が加圧/加熱する事象であり、1次系圧力上昇、DNBRの観点で厳しい。</p> <p>◇2次冷却材喪失事象：2次系弁の誤開又は2次系の破損により、1次系が冷却され反応度添加となる事象で、DNBR低下にはつながるものの、炉心健全性の観点では比較的問題は小さい。</p> <p>これらの3つの分類に対し、それぞれ以下の信号で事象を検知するとともに、自動停止（原子炉トリップ/タービントリップ）を行う。</p> <p>◎1次系減圧事象：「加圧器圧力低」 ◎1次系加圧事象：「加圧器圧力高」 ◎2次冷却材喪失事象：「蒸気発生器水位低」</p> <p>また、本信号で自動停止した場合に、主給水が継続して蒸気発生器が満水となると、事象判別が難しくなるため、同時に主給水隔離を行う。（例えば、主給水隔離が遅れて1次系が過冷却となり、加圧器圧力や加圧器水位が低下していくと、1次系の異常な減圧又は原子炉冷却材喪失といった事象との判別が難しくなる。）</p> <p>さらに、自動停止後、高温停止状態を維持するには補助給水が必要となるため、安全保護系と同様に、「蒸気発生器水位低」信号により補助給水ポンプを自動起動する。</p> <p>なお、「蒸気発生器への過剰給水」については、上述の3つの分類に当てはまらないが、本事象に対しては「蒸気発生器水位異常高」警報を設けることにより事象を検知し、運転員による手動での原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離により事象収束を行うこととしている。</p> <p>以上を整理すると、共通要因故障対策としての共通要因故障対策盤（自動制御盤）の自動作動信号は下記の通りとなる。</p>	<p>■名称の相違 ・補助給水ポンプ起動</p> <p>■名称の相違 ・補助給水ポンプ起動</p>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【安全保護アナログ盤の共通要因故障対策機能】</p> <p>①加圧器圧力低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ②加圧器圧力高による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ③蒸気発生器水位低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/補助給水起動 ④蒸気発生器水位異常高による警報発信</p> <p>(3) 安全保護アナログ盤のATWS緩和機能について 安全保護アナログ盤に設置しているATWS緩和設備は、「運転時の異常な過渡変化」発生時の原子炉トリップ失敗時に原子炉出力の抑制及び1次系の過圧を防止する設備を作動させることにより、ATWS事象を緩和するものであり、同設備が有する以下の機能について、有効性を確認している。</p> <p>【安全保護アナログ盤のATWS緩和機能】</p> <p>①蒸気発生器水位低によるタービントリップ ②蒸気発生器水位低による主蒸気隔離 ③蒸気発生器水位低による補助給水系起動</p> <p>2. 安全保護アナログ盤の自動作動機能について 前述の通り、多様化自動作動設備には共通要因故障対策機能及びATWS緩和機能を設置している。 これらの共通要因故障対策機能とATWS緩和機能を整理すると以下の通りとなる。</p> <p>・安全保護アナログ盤の主な自動作動機能</p> <p>【要素】 ①蒸気発生器水位低 ②加圧器圧力低 ③加圧器圧力高 ④蒸気発生器水位異常高</p> <p>【作動信号】</p> <p>①【要素】①、②、③いずれかによる主蒸気隔離 ②【要素】①、②、③いずれかによるタービントリップ ③【要素】①、②、③いずれかによる原子炉トリップ ④【要素】①、②、③いずれかによる主給水隔離 ⑤【要素】①による補助給水起動 ⑥【要素】④による蒸気発生器水位異常高警報発信</p>	<p>【共通要因故障対策盤（自動制御盤）の共通要因故障対策機能】</p> <p>①加圧器圧力低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ②加圧器圧力高による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ③蒸気発生器水位低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/補助給水ポンプ起動 ④蒸気発生器水位異常高による警報発信</p> <p>(3) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）のATWS緩和機能について 共通要因故障対策盤（自動制御盤）に設置しているATWS緩和設備は、「運転時の異常な過渡変化」発生時の原子炉トリップ失敗時に原子炉出力の抑制及び1次系の過圧を防止する設備を作動させることにより、ATWS事象を緩和するものであり、同設備が有する以下の機能について、有効性を確認している。</p> <p>【共通要因故障対策盤（自動制御盤）のATWS緩和機能】</p> <p>①蒸気発生器水位低によるタービントリップ ②蒸気発生器水位低による主蒸気ライン隔離 ③蒸気発生器水位低による補助給水ポンプ起動</p> <p>4. 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の自動作動機能について 前述の通り、共通要因故障対策盤（自動制御盤）には共通要因故障対策機能及びATWS緩和機能を設置している。 これらの共通要因故障対策機能とATWS緩和機能を整理すると以下の通りとなる。</p> <p>・共通要因故障対策盤（自動制御盤）の主な自動作動機能</p> <p>【要素】 ①蒸気発生器水位低 ②加圧器圧力低 ③加圧器圧力高 ④蒸気発生器水位異常高</p> <p>【作動信号】</p> <p>①【要素】①、②、③いずれかによる主蒸気ライン隔離 ②【要素】①、②、③いずれかによるタービントリップ ③【要素】①、②、③いずれかによる原子炉トリップ ④【要素】①、②、③いずれかによる主給水隔離 ⑤【要素】①による補助給水ポンプ起動 ⑥【要素】④による蒸気発生器水位異常高警報発信</p>	<p>相違理由</p> <p>■名称の相違 ・補助給水ポンプ起動</p> <p>■名称の相違 ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動</p> <p>■名称の相違 ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動</p>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. ATWS事象時における共通要因故障対策機能作動時のプラント挙動</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合に、ATWS緩和設備作動以外に共通要因故障対策機能が作動する場合がある。その場合のプラントへの影響を整理した。</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」については、ATWSが発生した場合に、蒸気発生器の水位が低下するため、ATWS緩和設備が作動する事象である。また、事象発生後の主蒸気流量及び主給水流量のミスマッチに伴う蒸気発生器での除熱の悪化により、1次冷却材温度及び原子炉圧力が上昇するため、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力高」信号が発信する可能性がある。しかし、共通要因故障対策機能により作動する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気隔離）は、ATWS緩和設備と同等であるため、作動のタイミングに相違はあるものの、基本的に事象が緩和される方向となり、プラントへの悪影響はない。その後、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水が起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>また、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、ATWS緩和設備が作動する事象ではないが、加圧器圧力が低下する事象（「制御棒の落下」、「原子炉冷却材系の異常な減圧」及び「出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動」）については、ATWSが発生した場合に、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力低」信号が発信する可能性がある。これらの事象では、原子炉圧力低下による1次冷却材密度低下等により炉心に負の反応度が添加されるため、事象発生後原子炉出力は低下していく。その後、共通要因故障対策機能による「加圧器圧力低」信号により発信する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気隔離）が作動すれば、主蒸気/主給水流量が零となり蒸気発生器での除熱能力が低下するため、一時的に1次冷却材温度が上昇するが、原子炉出力はさらに低下傾向となるため、プラントへの悪影響はない。さらに、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水が起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>その他の事象では、ATWS緩和機能及び共通要因故障対策機能が作動することなく、安定状態に落ち着くことから、共通要因故障対策機能による影響はない。</p> <p>以上より、ATWS発生時に共通要因故障対策機能が作動したとしても、プラントに悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>5. ATWS事象時における共通要因故障対策機能作動時のプラント挙動</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合に、ATWS緩和設備作動以外に共通要因故障対策機能が作動する場合がある。その場合のプラントへの影響を整理した。</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」については、ATWSが発生した場合に、蒸気発生器の水位が低下するため、ATWS緩和設備が作動する事象である。また、事象発生後の主蒸気流量及び主給水流量のミスマッチに伴う蒸気発生器での除熱の悪化により、1次冷却材温度及び原子炉圧力が上昇するため、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力高」信号が発信する可能性がある。しかし、共通要因故障対策機能により作動する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気ライン隔離）は、ATWS緩和設備と同等であるため、作動のタイミングに相違はあるものの、基本的に事象が緩和される方向となり、プラントへの悪影響はない。その後、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水ポンプが起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>また、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、ATWS緩和設備が作動する事象ではないが、加圧器圧力が低下する事象（「制御棒の落下」、「原子炉冷却材系の異常な減圧」及び「出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動」）については、ATWSが発生した場合に、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力低」信号が発信する可能性がある。これらの事象では、原子炉圧力低下による1次冷却材密度低下等により炉心に負の反応度が添加されるため、事象発生後原子炉出力は低下していく。その後、共通要因故障対策機能による「加圧器圧力低」信号により発信する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気ライン隔離）が作動すれば、主蒸気/主給水流量が零となり蒸気発生器での除熱能力が低下するため、一時的に1次冷却材温度が上昇するが、原子炉出力はさらに低下傾向となるため、プラントへの悪影響はない。さらに、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水ポンプが起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>その他の事象では、ATWS緩和機能及び共通要因故障対策機能が作動することなく、安定状態に落ち着くことから、共通要因故障対策機能による影響はない。</p> <p>以上より、ATWS発生時に共通要因故障対策機能が作動したとしても、プラントに悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動 <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p style="text-align: center;">ATWS緩和設備の信頼性評価について</p> <p>a. ATWS緩和設備の誤動作率の算出方法</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p style="text-align: center;">共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の信頼性評価について</p> <p>a. 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の誤動作率の算出方法</p>	<p>相違理由</p> <p>■名称の相違（共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)内ロジック回路）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違に伴い、回路名称も異なる。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

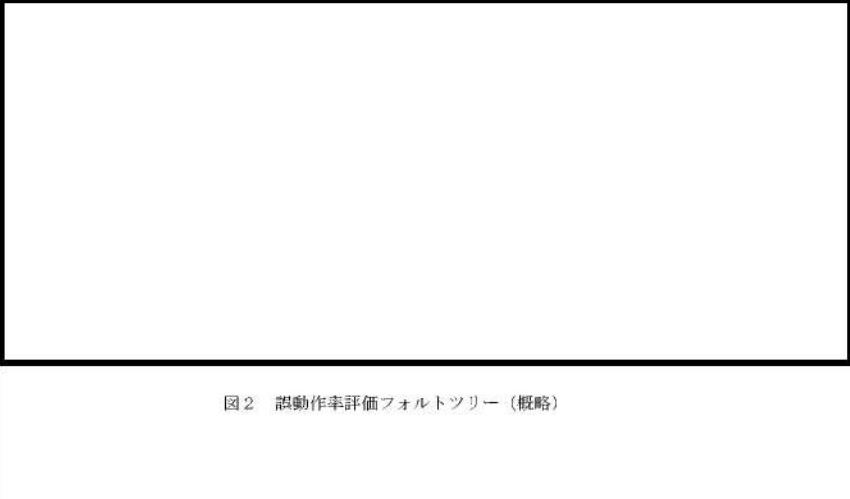
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■名称の相違（共通要因故障対策整（自動制御盤）（ATWS緩和設備）内トリップ/補機作動回路）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違に伴い、回路名称も異なる。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p>
		<p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■①設備の相違(ループ数、伊方同線)</p>
<p>図1 ATWS緩和設備の誤動作評価モデル（概略）</p>	<p>図1 共通要因故障対策設備の誤動作率評価モデル（概略）</p>	
		
<p>図2 誤動作フォルトツリー（概略）</p>	<p>図2 誤動作率評価フォルトツリー（概略）</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 不動作の発生頻度	b. 不動作の発生頻度	
		<div data-bbox="1863 1023 2119 1331" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■設備の相違</p> </div>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■名称の相違（共通要因故障対策整（自動制御盤）（ATWS緩和設備）内補機作動回路）</p> <p>・設備名称の相違（半い、回路名称も異なるが、実際の回路構成は同様）</p> <p>■③設備の相違（信頼性評価結果）</p> <p>■③設備の相違（信頼性評価結果）</p> <p>■③設備の相違（信頼性評価結果）</p> <p>■記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■①設備の相違(ループ数、伊方同様)</p>
<p>図3 ATWS緩和設備のアンアベイラビリティ評価モデル (概略)</p>	<p>図3 アンアベイラビリティ評価モデル (概略)</p>	
		
<p>図4 アンアベイラビリティ評価フォルトツリー (概略)</p>	<p>図4 アンアベイラビリティ評価フォルトツリー (概略)</p>	